

# 履修の手引き

2023年度(令和5年度)入学生用



兵庫県立大学看護学部

卒業するまで保管



# 目 次

1 はじめに	1
2 看護学部のカリキュラムについて	2

## 第1章 履修の手引き

1 授業科目と卒業要件	9
2 先修条件	10
3 履修について	10
4 試験について	12
5 授業について	14
6 交通途絶・気象警報発令等の場合の休講	17
7 公開授業について	21

## 第2章 履修の指針

1 科目の構成	23
2 履修モデル	26
3 助産師養成課程	27
4 教職課程	28
5 その他	30

## 第3章 実習の基本的な考え方

1 実習の目的	31
2 実習の基本方針	31
3 実習科目の構成及び概要	32
4 実習の時期と期間	33
5 実習施設一覧	34

## 第4章 履修関係規程

1 兵庫県立大学学則	35
2 兵庫県立大学看護学部規程	44
3 兵庫県立大学GPA制度要綱	61
4 定期試験を受験できない者に対する処置規程	63
5 試験の不正行為に対する処置規程	65
6 兵庫県立大学副専攻規程	67
7 他大学等における授業科目の履修規程	69
8 兵庫県立大学看護学部・地域ケア開発研究所研究倫理委員会規程	70
9 兵庫県立大学看護学部・地域ケア開発研究所研究倫理委員会運営要領	72
10 全学共通科目及び教職課程科目に係る成績に対する確認及び不服申立てに関する取扱	80
11 成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱	81
12 兵庫県立大学長期履修規程	85



## 1 はじめに

兵庫県立大学看護学部では、保健・医療・福祉を取り巻く社会環境の変化に対応できる人た  
ちを育てるためのカリキュラムを構築しています。看護学は人と人との触れあいから始まり、  
専門的知識と技術を使って人々の健康状態に応じた生活を支援していくことを可能にする学問  
です。看護職を目指す人は、人間を深く幅広く理解する必要があり、専門教育だけではなく豊  
かな教養が求められます。また、人々が生きている環境や社会を理解し、その中で、自分のあ  
り方を深く見つめ、行動できることも求められます。教員は学部の教育理念や教育目標に示さ  
れていることを目指して、皆さんに関わり、教育体験を豊かにしようと努めます。

具体的にはカリキュラムにおいて理論と実践を融合した教育を展開し、幅広く学習ができる  
よう他学部との全学共通科目の設定や看護領域での選択科目の配置などの工夫がなされてい  
ます。1年次には、1週間に3日間、神戸商科キャンパスで行われる全学共通科目を履修する  
ことになります。加えて残りの2日間は、明石看護キャンパスで専門教育科目や専門関連科目  
を学ぶことを通し、看護との出会いを始めることになります。1年次から実習・演習形式の学  
習と講義形式の学習を組み合わせることによって、より一層その出会いを意味あるものにでき  
ると思います。

本学部のカリキュラムは保健師・看護師・助産師・養護教諭一種免許状取得が可能になるよ  
うに組みられています。助産師・養護教諭一種免許状は選択する課程となりますから、希望する  
人は予め必要となる科目選択をしておかなければなりません。

4年間をどう過ごすか、どの科目をいつ選択するのかなど、十分に看護学部の履修方法を理  
解した上で、各自が計画を立てることが必要です。また、各学年の前期・後期の初めにはガイ  
ダンスが行われますが、皆さんの周りの教職員や先輩に必要時に助言を求めるなど、相談して  
ください。

大学生活の中で、皆さんが「学問と人」に出会う機会を多く持たれることを願っています。  
目標に向かいながら、未知の経験を積み重ねる計画を立てることは難しいことだとは思いますが、  
自分が学びたいことを考え、そして行動に移す体験を通して学問が自分の糧になり、人と  
の出会いが人生の広がりになっていくことでしょう。

## 2 看護学部のカリキュラムについて

### (1) 教育目標（ディプロマポリシー＝DP）

1. 人間、文化、社会、自然に関する幅広い教養を培うことによって豊かな人間性を育み、人としての権利を尊重して行動することができる。
2. 主体的に学ぶ姿勢をもって変化する社会の様々な課題を発見し、その解決への道を他者と共に考え、行動することができる。
3. 看護の基礎となる人間、健康、環境に関する知識や技術を体系的に修得することによって、科学的根拠に基づいた看護を実践することができる。
4. 看護を必要とする人を全人的にとらえ、その人の痛みや喜びを分かち合うことによって、生命の尊厳を重んじた看護を実践することができる。
5. 実践・教育・研究の場において看護専門職として活動するだけでなく、保健・医療・福祉等関連領域の専門職と学際的に連携することができる。
6. コミュニティを対象とした視点を養うことによって、地域生活者の健康問題に積極的に取り組みながら看護を実践することができる。
7. コミュニケーション能力を養い、グローバルな視野に立って世界の健康問題に取り組む姿勢をもつことができる。
8. 看護の課題を探究する総合的な視野を培うことによって、看護学を発展させていく能力を養うことができる。

### (2) 教育課程編成の考え方（カリキュラムポリシー＝CP）

看護学部では、「豊かな人間性の形成により、生命の尊厳を基調とした倫理観を身に付け、社会の人々に信頼される高い看護の専門的知識・実践力を有し、地域や国際社会の保健・医療・福祉の課題に柔軟に対応し、職業創造ができる看護職を育成します」という教育理念にもとづいて、8項目のDPを掲げ、その目標を実現しうるために以下のようなカリキュラムを構成している。

全学共通科目（26単位以上）、専門教育科目（81単位以上）に加えて看護学に関連した専門関連科目（30単位以上）を配置し、諸学問と看護学を有機的に結びつけながら学際的視野に基づいた看護実践力の育成を図ることを目的としている。

#### 【全学共通科目】

全学共通教育は、学生の多様な関心に応え、幅広い教養や豊かな人間性を養うとともに、主体的な課題探究能力を高めることや国際化と情報化の急激な進展のなかで求められるコミュニケーション能力、情報活用能力の養成を目的とする。大きくは「自主自律支援科目」「グローバル化時代のアカデミックスキル科目」「人間性の基盤教育科目」「ひょうご県大特色科目」から構成されている。

#### 【専門関連科目】

全学共通科目と専門教育科目を有機的につなげることで看護の基礎となる人間、健康、環境を多角的・総合的に理解することを目的とする。専門関連科目は、専門関連科目Ⅰと専門関連科目Ⅱから構成され、Ⅰは全学共通科目と専門教育科目を有機的に媒介し、社会のあり方、人の心とその発達や障害、身体運動と健康、人の生命と配慮を深く認識することをめざし、Ⅱは人体や疾病治療構造の仕組みや社会システムなど看護専門教育科目の近接領域の知識や技術を教授し、多角的に看護の対象となる人や場を理解することをめざす。4年次には、看護学を総合的な人間の学として捉え直すための総合ゼミを設置している。

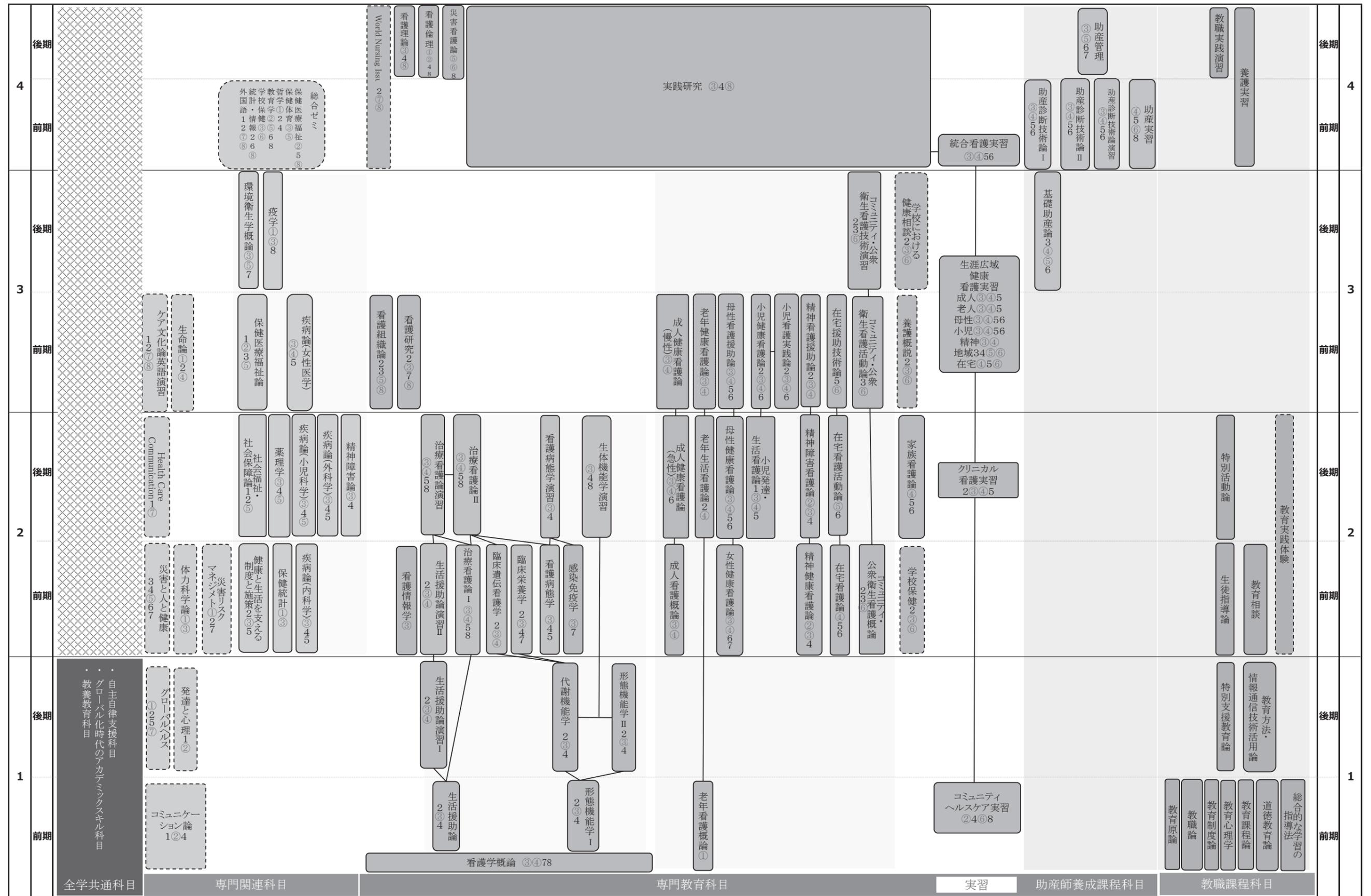
### 【専門教育科目】

1年次から専門教育科目を配置することで、看護への関心を持続させながら内発的動機づけを高め、主体的に学ぶ姿勢を培う。看護基礎領域・実践基礎看護領域・生涯健康看護領域・広域健康看護領域の4領域すべてから系統的に看護の基本を学び、その後より専門性を高める科目へと繋がるよう構成している。実習科目は、学内科目で学んだ知識や技術を有機的に結びつけながら、様々な健康状態を呈している人々に接する機会となる。人々の健康状態は流動的であること、人々の価値観や文化的背景等によって受け止め方が異なることなど看護の対象となる人々の特性を理解する。また対象を取り巻く地域社会に対する看護の役割を理解し、他の専門職や市民との協働ができる力を育み、看護ケアの在り方を探求・発展しうる力を養う。さらに複雑化した現代の健康の諸問題に対応し、様々な場において看護実践できる力を養うことをめざす。



兵庫県立大学看護学部 カリキュラムマップ 科目履修系統図【令和5年度入学生】

□ …必修科目 □ …選択科目 数字は対応するDP(○は主たるもの)





# 看護学部 履修モデル

◎：必修科目  
・：選択科目

区分	必要単位数	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	3年次前期	3年次後期	4年次前期	4年次後期	合計単位数	
(26単位以上履修) 全学共通科目	自主自立支援科目	2	◎基礎ゼミナール1(1)	◎基礎ゼミナール2(1)						2	
	グローバル化時代の アカデミックスキル科目	英語	8	・Reading and Discussion 1(1) ・Listening and Speaking 1(1) ・Writing1(1)	・Reading and Discussion 2(1) ・Listening and Speaking 2(1) ・Writing2(1)					10	
		外国語									
		統計・情報		◎データサイエンス入門(2)	・情報処理応用(2)						
	人間性の基盤教育科目	人と文化 (2単位以上)	6	・哲学概論(2)						10	
		人と社会 (2単位以上)		・日本国憲法(2)							
		人と自然 (2単位以上)		・生命概論(2)							
人と健康		・健康・スポーツ科学演習1(1) ・ヒューマンヘルスサイエンス(2)		・健康・スポーツ科学演習2(1)							
ひょうご県大特色科目	地域課題 探求科目	4 (2分野から)		・地域社会と健康(2)					6		
	グローバル 教育科目		・多文化社会論(2)								
	防災教育科目			・生活と防災(2)							
小計	26	28							28		
(30単位以上履修) 専門関連科目	専門関連科目Ⅰ	10	・コミュニケーション論(2)	・発達と心理(2) ・グローバルヘルス(2)	・体力科学論(2)	・Health Care Communication(2)	・生命論(2)		・総合ゼミ(2)	14	
	専門関連科目Ⅱ	20			◎疾病論(内科学)(2) ◎保健統計(2) ◎健康と生活を支える制度と施策(1)	◎疾病論(外科学)(2) ◎精神障害論(1) ◎社会福祉・社会保障論(2) ◎疾病論(小児科学)(1) ◎薬理学(2)	◎疾病論(女性医学)(1) ◎保健医療福祉論(2)	◎環境衛生学概論(2) ◎疫学(2)		20	
	小計	30	2	4	9	8	5	4	2	34	
(81単位以上履修) 専門教育科目	専門教育科目	81	◎看護学概論(2) ◎コミュニティヘルスケア実習(1) ◎生活援助論(2) ◎形態機能学Ⅰ(2) ◎老年看護概論(1)	◎形態機能学Ⅱ(2) ◎代謝機能学(1) ◎生活援助論演習Ⅰ(1)	◎生活援助論演習Ⅱ(1) ◎感染免疫学(1) ◎看護病態学(2) ◎精神健康看護論(1) ◎在宅看護論(1) ◎コミュニティ・公衆衛生看護概論(2) ◎臨床遺伝看護学(1) ◎治療看護論Ⅰ(2) ◎成人看護概論(1) ◎女性健康看護論(1) ◎臨床栄養学(1) ◎看護情報学(1)	◎クリニカル看護実習(2) ◎生体機能学演習(1) ◎看護病態学(2) ◎小児発達・生活看護論(1) ◎家族看護論(1) ◎治療看護論Ⅱ(2) ◎治療看護論演習(1) ◎老年生活看護論(1) ◎看護病態学演習(1) ◎在宅看護活動論(1) ◎精神障害看護論(1) ◎母性健康看護論(1) ◎成人健康看護概論(急性)(1)	◎成人健康看護論(慢性)(1) ◎コミュニティ・公衆衛生看護活動論(2) ◎在宅援助技術論(1) ◎看護組織論(2) ◎看護研究(2) ◎生涯広域健康看護実習(成人/老人)(4) ◎小児健康看護論(1) ◎小児看護実践論(1) ◎母性看護援助論(1) ◎精神看護援助論(1) ◎老年健康看護論(1)	◎生涯広域健康看護実習(母性・小児・精神・地域・在宅)(10) ◎コミュニティ・公衆衛生看護技術演習(1)	◎「統合看護実習」から1科目(4) ・World Nursing Issue(2)	◎災害看護論(2) ◎看護倫理(1) ◎看護理論(1)	83
	小計	81	8	4	15	14	17	15	6	8	83
合計	137	46		24	22	22	14	8	8	144	



とても当てはまる:◎

まあ当てはまる:○

区分	授業科目	配当年次	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7	DP8	
専門関連科目 I	コミュニケーション論	1・前期	○	◎		○					
	発達と心理	1・後期	○	◎							
	グローバルヘルス	1・後期	◎	○			○		◎		
	体力科学論	2・前期	◎		◎						
	Health Care Communication	2・後期	○						◎		
	災害と人と健康	2・前期			○	○	◎	○	○		
	災害リスクマネジメント	2・前期	◎	○					○		
	生命論	3・前期	◎	○		◎					
	ケア文化論英語演習	3・前期	○	○					◎	◎	
	総合ゼミ	4・前期									
	総合ゼミ(保健医療福祉系)	4・前期		◎			○			◎	
	総合ゼミ(保健体育)	4・前期			◎		◎				
	総合ゼミ(哲学系)	4・前期	◎	○		○					
	総合ゼミ(教育学系)	4・前期		◎			◎	○		○	
	総合ゼミ(学校保健学系)	4・前期			◎			◎			
	総合ゼミ(統計・情報系)	4・前期		○				○		◎	
	総合ゼミ(外国語)	4・前期	○	○					◎	◎	
	専門関連科目 II	健康と生活を支える制度と施策	2・前期		○	◎		○			
		疾病論(内科学)	2・前期			◎	○	○			
保健統計		2・前期	◎		◎						
薬理学		2・後期			◎	○	◎				
疾病論(外科学)		2・後期			◎	○	○				
精神障害論		2・後期			◎	○					
社会福祉・社会保障論		2・後期	○	○			◎				
疾病論(小児科学)		2・後期			◎	○	◎				
疾病論(女性医学)		3・前期			◎	◎	○				
保健医療福祉論		3・前期	○	◎	○	◎	◎				
疫学		3・後期	◎		◎					○	
環境衛生学概論		3・後期			◎		◎		○		
専門教育科目		看護学概論	1・前期			◎	◎			○	○
	コミュニティヘルスケア実習	1・前期		◎		○		◎		○	
	生活援助論	1・前期		○	◎						
	形態機能学 I	1・前期		○	◎	○					
	老年看護概論	1・前期	◎								
	生活援助論演習 I	1・後期		○	◎	◎					
	形態機能学 II	1・後期		○	◎	○					
	代謝機能学	1・後期		○	◎	○					
	臨床遺伝看護学	2・前期		○	◎	◎					
	臨床栄養学	2・前期		○	◎	○					
	治療看護論 I	2・前期			◎	◎	○			○	
	生活援助論演習 II	2・前期		○	◎	◎					
	感染免疫学	2・前期			◎				○		
	看護病態学	2・前期			◎	○	○				
	精神健康看護論	2・前期		◎	◎	○					
	在宅看護論	2・前期				◎	○	○			
	コミュニティ・公衆衛生看護概論	2・前期	○	○	○		◎				
	成人看護概論	2・前期			◎	◎					
	女性健康看護論	2・前期			◎	◎		○	○		
	看護情報学	2/前期			◎						
	学校保健	2・前期		○	◎			◎			
	治療看護論 II	2・後期			◎	◎	○			○	
	治療看護論演習	2・後期			◎	◎	○			○	
	クリニカル看護実習	2・後期		○	◎	◎	○				
	生体機能学演習	2・後期			◎	○				○	
	看護病態学演習	2・後期			◎	○					
	成人健康看護論(急性)	2・後期		○	◎	◎		○			
	老年生活看護論	2・後期			○	◎					
	母性健康看護論	2・後期			◎	◎	○	○			
	小児発達・生活看護論	2・後期	○		◎	◎	○				
	家族看護論	2・後期				◎	○	○			
	精神障害看護論	2・後期		◎	◎	○					
	在宅看護活動論	2・後期					◎	○			
	看護組織論	3・前期		○	○		◎			◎	
	看護研究	3・前期		○	◎				○	◎	
	成人健康看護論(慢性)	3・前期			◎	◎					
	小児健康看護論	3・前期		○	◎	◎		○			
	小児看護実践論	3・前期		○	◎	◎		○			
	母性看護援助論	3・前期			◎	◎	○	○			
	精神看護援助論	3・前期		○	◎	◎					
	老年健康看護論	3・前期		◎	◎						
	養護概説	3・前期		○	◎			◎			
	在宅援助技術論	3・前期					○	◎			
コミュニティ・公衆衛生看護活動論	3・前期			○			◎				
コミュニティ・公衆衛生看護技術演習	3・後期		○	○			◎				
学校における健康相談	3・後期		○	◎			◎				
基礎助産論	3・後期			○	◎	◎	○				
生涯広域健康看護実習	3・前/後期										
生涯広域健康看護実習(成人)	3・前/後期			◎	◎	○					
生涯広域健康看護実習(老人)	3・前/後期			◎	◎	○					

とても当てはまる:◎

まあ当てはまる:○

区分	授業科目	配当年次	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7	DP8
	生涯広域健康看護実習(母性)	3・前/後期			◎	◎	○	○		
	生涯広域健康看護実習(小児)	3・前/後期			◎	◎	○	○		
	生涯広域健康看護実習(精神)	3・前/後期			◎	◎				
	生涯広域健康看護実習(地域)	3・前/後期			○	○	◎	◎		
	生涯広域健康看護実習(在宅)	3・前/後期				◎	○	◎		
	統合看護実習	4・前期			◎	◎	○	○		
	実践研究	4・前/後期			◎	○				◎
	助産診断技術論Ⅰ	4・前期			◎	◎	○	○		
	助産診断技術論Ⅱ	4・前期			◎	◎	○	○		
	助産診断技術論演習	4・前期			◎	◎	○	○		
	助産実習	4・前/後期				◎	○	◎		○
	World Nursing Issue	4・前/後期		○					◎	◎
	助産管理	4・後期			◎		◎	○	○	
	看護倫理	4・後期	◎	◎		○				○
	看護理論	4・後期			◎	○				◎
	災害看護論	4・後期					◎	◎		○

カリキュラム・マトリクスとは、1年から4年次までに配置されている科目が、DP(ディプロマ・ポリシー)のどの項目を達成することになるかを示したものです。特に重要度の高い科目に◎、重要度の高いものに○をつけています。

# 第1章 履修の手引き



# 1 授業科目と卒業要件

本学において開講する授業科目と卒業に必要な単位数については、兵庫県立大学学則及び兵庫県立大学看護学部規程によって定めています。

授業科目の単位数は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算しています。

- (1) 講義については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習、実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

各科目の単位には、必修および選択があります。必修科目は学修上必ず履修しておくべきもので、4年間で105単位です。選択科目は自由に科目を選択できますが、選択必修科目は一定枠の中から定められた単位を選択することになります。4年間に履修すべき選択科目と選択必修科目はあわせて32単位以上です。したがって本学部の卒業要件は137単位以上ということになります。カリキュラムは、全学共通科目、専門関連科目、専門教育科目で構成されています。

それぞれの卒業所要単位数は下記のとおりです。

## ◇ 全学共通科目 26単位以上

区分	必修単位数	備考	
全学共通科目	【基礎ゼミナール】	2単位	
	「基礎ゼミナール1」	1単位	「基礎ゼミナール1」「基礎ゼミナール2」は必修 「基礎ゼミナール2」を履修するには「基礎ゼミナール1」を修得しておくこと
	「基礎ゼミナール2」	1単位	
	【キャリア形成支援科目】		
	【英語】	6単位以上	
	英語コア科目		英語コア科目は、1年次に必ず受講すること
	選択英語科目		
	【外国語】		
	【統計・情報】	2単位以上	「データサイエンス入門」は2単位必修
	グローバル化時代のアカデミックスキル科目から8単位以上修得		
教養教育科目	【人間性の基盤教育科目】	6単位以上	
	人と文化	2単位以上	
	人と社会	2単位以上	
	人と自然	2単位以上	
	人と健康	2単位以上	
【ひょうご県大特色科目】	4単位以上		
地域課題探究科目	2分野から	【ひょうご県大特色科目】は「地域課題探究科目」「グローバル教育科目」「防災教育科目」の3分野のうち2分野から合計4単位以上修得すること	
グローバル教育科目	4単位以上		
防災教育科目			
教養教育科目から12単位以上修得			
全学共通科目から26単位以上修得			

◇ 専門関連科目 30単位以上

区 分	必修単位数	備 考
【専門関連科目Ⅰ】	10単位以上	全科目必修
【専門関連科目Ⅱ】	20単位以上	

◇ 専門教育科目 81単位以上

各科目についてはシラバスに授業内容等を記載していますので、概要を把握してください。

なお、やむを得ず、開講時期等を変更することがありますので、各自入学年度のカリキュラムに従い履修してください。不合格となった科目が翌年度以降必ずしも履修できるとは限らないので、配当年次に確実に単位を取得するように心がけてください。

## 2 先修条件

授業科目のうち基礎ゼミナール・実習科目および実践研究については、履修についての条件を下記のとおり定めていますので注意してください。

対 象 科 目 名	条 件 (履修すべき科目等)
基 礎 ゼ ミ ナ ー ル 2	「基礎ゼミナール1」を修得しておくこと。
ク リ ニ カ ル 看 護 実 習	「コミュニティヘルスケア実習」を修得しておくこと。
生 涯 広 域 健 康 看 護 実 習	「クリニカル看護実習」を修得しておくこと。
統 合 看 護 実 習 実 践 研 究	「3年次までの実習科目」をすべて修得しており、かつ「3年次までの実習科目」以外の必修科目の未修得が2科目以内であること。

## 3 履修について

### (1) 履修に関する注意事項

大学では、学則や学部規程等に従い、自分で履修する科目を決め、自分で授業計画を立てることが必要です。履修登録をして、試験を受け合格して初めて単位が取得できます。新入生及び在学生を対象に履修に関するガイダンスを各学期のはじめに行いますので、全員必ず出席してください。

また、本学では他学部の授業科目も履修できますが、まず看護学部の授業科目をきちんと履修できる授業計画をたてたうえ、なお余裕がある場合に履修を希望してください。

他学部の科目を履修する場合は、通常の履修登録とは異なり、別途手続きが必要です。

**ア** 履修登録を期限内に行わなければ授業を受けることができないので、期限を厳守すること。

**イ** 授業に定められた出席日数を出席しなければ試験が受けられず、単位が取得できないので注意すること。

**ウ** 必修科目については順序立てて修得しなければ、4年で卒業できないので注意すること。

**エ** 助産師国家試験の受験資格取得希望者や養護教諭一種免許状を取得しようとする者は、後に記載している「助産師養成課程」や「教職課程」の履修の手引きを熟読し、履修計画を立てること。

## (2) 履修登録

履修登録については、学部規程等を十分理解した上、履修ガイダンスの指示に従って専用のウェブサイト（ユニバーサルパスポート）にて行います。

履修登録を所定の期間内に行わない場合、当該学期の受講を放棄したものとみなします。

したがって、試験を受験できないとともに、単位を修得することができません。

所定の手続きを経て登録した授業科目以外は受講できないとともに、試験を受けることができません。

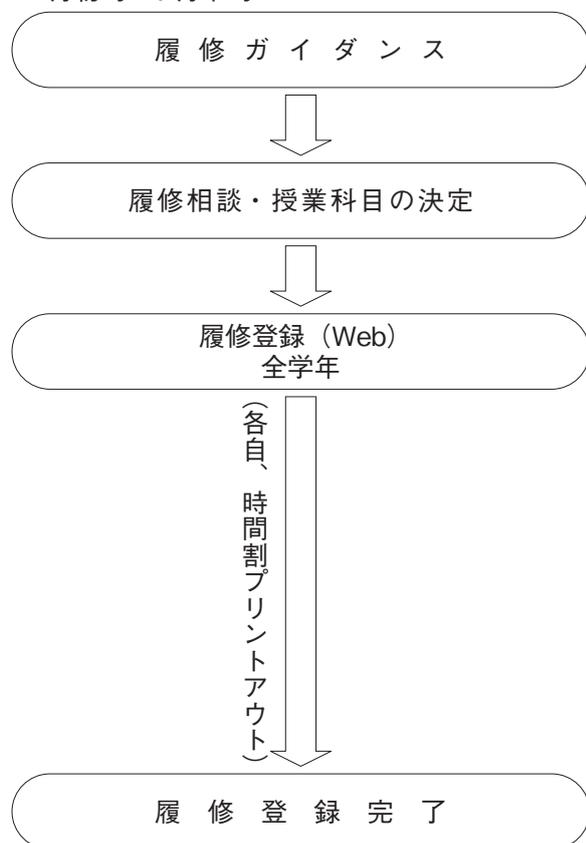
また、登録期間を過ぎると、履修登録を行った科目の変更・追加はできません。

時間割、履修の手引きを熟読のうえ、登録期間中に履修登録を完了させること。

ただし、前期、後期の履修取消期間に、履修の継続が難しいと思われる科目（必修科目を除く）の履修登録を取り消すことができます。（15ページ(4)GPA制度 エ)履修取消制度 参照）

## (3) 履修手続き

4月初旬・9月下旬



「学生便覧」「履修の手引き」（入学年度のみ配付）及び授業科目・履修登録の説明等

各学期で受ける授業科目を間違わないように計画を立てること

不明な点は学務所管課もしくは担当教員へ相談すること

前期・後期ともにユニバーサルパスポートから履修登録すること

**登録締切日以降はWeb登録できなくなるので注意すること**

履修時間割表を各自で必ずプリントアウトし、自分の履修科目を確認すること

**※履修登録の日程については、ユニバーサルパスポート等でお知らせします。**

## (4) 他学部の授業科目の履修手続き

**ア** 本学では、他学部の授業科目の履修ができます。他学部の授業科目の履修を希望する者は、他学部の時間割、シラバスで履修を希望する科目を確認した上で、所定の期日までに、学務所管課に他学部授業科目履修許可願を提出してください。

**イ** 提出期日については、通常の履修登録の前に行うこととし、詳しい期日については、各学期のはじめに提示します。

※ただし、本学部の科目の履修を優先し、それでも余裕のある場合に希望してください。

#### (5) CAP制度について

##### CAP（履修科目登録の上限設定）制度

CAP制度とは、単位制度を実質化し、学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的として、学生が履修科目として登録ができる単位数の上限を定め、各年次にわたって適切に授業科目を履修してもらうために導入するものです。

履修登録単位数の上限設定については、次のとおり取り扱います。

1) 各学年において履修登録できる科目の単位数は、前期28単位、後期28単位を超えないものとする。(看護学部規程第10条第3項)

よって前期28単位、後期28単位を超えた履修登録は認められないので、履修計画を立てる際には十分検討しておくこと。

2) 次に掲げる科目は、CAP制度に含まないものとする。

- 「集中講義科目」、卒業所要単位数に算入されない「助産師養成課程科目」「教職関連科目」「単位互換科目」「他学部科目」「副専攻科目のうち副専攻履修生のみが受けられる科目」を単位CAPの対象としない。

#### (6) 遠隔授業

##### ア 遠隔授業

本学では、キャンパスが分散している状況を考慮して、総合大学としての利点を生かすため、離れたキャンパス間で同時双方向による遠隔授業を導入しています。遠隔授業により、教養科目において科目選択の幅が広がるとともに、他学部で提供される他専攻科目や教職課程科目の履修が可能となります。

##### イ 遠隔授業についての注意事項

遠隔授業は、複数のキャンパスにおいて同時に実施するため、受信教室と発信教室のいずれかにおいて、気象警報等により遠隔授業が実施できない場合は、学生間の公平を図る観点から、発信教室及び受信教室ともに授業を中止（又は休講）します。交通途絶及び気象警報が発令された場合の休講措置は、17ページから21ページを確認してください。

#### (7) 転学部

本学では、一定の要件を満たせば転学部をすることができます。転学部を希望する者は、学務所管課に問い合わせをしてください。

## 4 試験について

#### (1) 試験時間

試験時間は、60分～90分とします。

#### (2) 定期試験における入退室の基準時間

ア 試験開始後、30分過ぎると入室できません。

イ 試験開始後、40分までは退室できません。

### (3) 試験に際しての注意事項

#### ア 神戸商科キャンパス

- (ア) 試験開始10分前（チャイムにより合図）から入口で学生証を提示し、出席票（着席番号指定）の交付を受けて入場すること。
- (イ) 事前に掲示する配席図により指定された番号の席に着席すること。
- (ウ) 学生証は、机の通路側に置くこと。
- (エ) 受験に必要なもの以外のものはすべて試験開始前に床におき、机の中には入れないこと。
- (オ) 携帯電話（スマートフォンを含む）は電源を切りかばんに入れ床におくこと。
- (カ) 答案用紙には、着席番号、受験科目、学籍番号、氏名等を必ず記入すること。無記名の答案は無効となります。
- (キ) 答案は監督者の指示に従い所定の箱に入れる等の方法により必ず提出すること。持ち帰ってはなりません。
- (ク) 学生証を忘れた場合は、学務課で「仮身分証明書」の発行を求めること。  
なお、仮身分証明書の発行は、前後期通じて原則1回限りです。
- (ケ) その他留意事項は、試験前に掲示します。

#### イ 明石看護キャンパス

- (ア) 試験中の座席については、担当教員の指示がある場合はそれに従ってください。
- (イ) 学生証は教員の指示されたところに置くこと。  
学生証を忘れた場合は、学務課で「仮身分証明書」の発行を求めること。
- (ウ) 受験に必要なもの以外のものはすべて試験開始前に、かばんの中にしまい、机の中には入れないこと。
- (エ) その他留意事項は、試験前に掲示します。

### (4) 試験の不正行為

#### ア 試験の不正行為とは、次のいずれかに該当する行為とします。

- (ア) 使用を許されない書籍、ノート、紙片等を見ること。
- (イ) 携帯電話その他の電子機器を用いること。
- (ウ) 他人の答案をのぞき見ること、又は故意にそれを許すこと。
- (エ) 試験の内容に関して私語すること。
- (オ) その他通念上受験者として正当でないと思われる行為をすること。

**イ 不正行為があった場合は、その者の当該試験の学期の全科目及び通年の全科目の単位を無効とします。**また、この場合において、関係教授会等での審議の結果、必要と認められた場合は、その氏名を公表することがあります。さらに、特に悪質な不正行為に対しては、懲戒することがあります。不正行為がないように十分留意してください。

### (5) 定期試験を受験できない者に対する処置

**ア やむを得ない事由により所定の期日に定期試験を受けることができない者は、試験欠席承認願を提出し、適宜の方法により成績評価を受けることができます。やむを得ない事由については、次の(ア)から(オ)までに準ずる理由に該当するものとします。**

- (ア) 病気
- (イ) 災害及び不慮の事故
- (ウ) 父母、配偶者又は子の死亡

(エ) 兄弟姉妹又は祖父母の死亡

(オ) その他前各号に準ずる事由

イ 試験欠席承認願を提出する場合は、原則として、定期試験開始までに学務所管課に連絡し、その後速やかに試験欠席承認願を提出して下さい。その場合、病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては、その事由を証明する書類を提出する必要があります。

ウ 試験欠席の承認や適宜の方法については、別途通知します。

## 5 授業について

### (1) 教室

授業時間割には、その講義が行われる教室を指定していますが、学期初めのうちは受講者数の関係で変更されることがあります。教室変更は掲示板（神戸商科キャンパス：C棟（教育棟 I）1階の掲示コーナー、明石看護キャンパス：ユニバーサルパスポート）に掲示します。

### (2) 授業時間

本学では、次の時間割によって授業を行っています。

時 限	授 業 時 間
1 時 限	9：00～10：30
2 時 限	10：40～12：10
3 時 限	13：00～14：30
4 時 限	14：40～16：10
5 時 限	16：20～17：50
6 時 限	18：00～19：30

### (3) 成績評価

授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して、100点法によって評価し、60点以上を合格として単位を与えます。成績はS、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とします。単位を取得した科目はユニバーサルパスポートで確認できます。

成績の照会開始時期は原則として前期開講科目は9月下旬、後期開講科目は3月下旬とします。

（学則第13条、看護学部規程第18条参照）

#### (4) GPA (Grade Point Average) 制度

GPA制度とは、学生の成績評価をより明確にすることにより、授業に対する学生の意識を高め、学期ごとに学生の学修及び学修指導に役立てることを目的とするもので、次のとおり取り扱いします。

ア 各授業科目の成績評価に基づき、下表のとおりグレード・ポイント (GP) を付す。

成績評価	グレード・ポイント (GP)
S	4
A	3
B	2
C	1
D	0

※Dは「不可」及び「受験せず」を意味する。

イ GPAの計算式

① 学期GPAの計算式は以下のとおりとする。

$$\frac{(\text{当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

② 学年GPAの計算式は以下のとおりとする。

$$\frac{(\text{当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

③ 通算GPAの計算式は以下のとおりとする。

$$\frac{(\text{在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

ウ GPAの対象科目は、当該学期において履修登録したすべての科目とする。ただし、次に掲げる科目は、当該学期のGPAの対象科目から除くものとする。

- ① 卒業所要単位数に算入されない「助産師養成課程科目」「教職関連科目」「単位互換科目」「他学部科目」「副専攻履修生のみが受けられる科目」
- ② 成績が「認定」又は「合格」の単位認定科目

エ 履修取消制度について

必修科目を除く履修登録科目については、前期・後期の各期に「履修取消期間」を設定し、当該期間内に取り消しを行ったものは履修登録しなかったこととします。取り消しを行った科目はGPAの対象科目とはなりません。履修登録の取消期間は以下のとおりです。

前期：5月第3週

後期：11月第2週

履修科目は十分確認して登録することとし、登録科目を履修せず試験も受験しなかった場合、履修放棄とみなし、「D」扱いとなるので注意すること。

#### (5) 成績に対する確認および不服申立てについて

本学では、学生が自らの成績に対して確認すべき事項がある場合は当該科目を担当する教員に対し直接確認することができます。また成績に対する確認書を用いて確認することができます。確認依頼の受付期間は成績開示日から7日以内とします。学生からの確認依頼があった日または所管課を通じて確認書を受理した日から7日以内に確認結果を回答します。

学生は成績に対する確認を行った結果、解決が得られなかった場合に限り、不服申立てができます。不服申し立てを行う場合は、担当教員からの回答を受理した日から3日以内に成績に対する不服申立書を提出してください。成績に対する不服申し立て回答書、および申し立て却下通知書で通知を行います。

(全学共通科目及び教職課程科目に係る成績に対する確認及び不服申し立てに関する取扱参照、p. 80)

(成績に対する確認及び不服申し立てに関する要綱参照、p. 81)

#### (6) 再履修及び再受験科目

試験に合格しなかった者又は試験を受けなかった者が、翌年度においてその授業科目につき単位を修得しようとするときは、改めて履修登録を行い、原則として履修しなければなりません。ただし、授業科目によって翌年度以降（※開講されない場合もあり）に再度履修することなく、その試験のみを受け、それに合格することによって当該科目の単位を認めることがあります。この授業科目を「再受験科目」といいます。

再受験科目の取り扱いをする授業科目は、毎年度の初めにこれを示します。

(看護学部規程第19条参照)

#### (7) レポート提出について

明石看護キャンパスでのレポートの形式については、各教員が指示します。

学務課が提出先になっているレポートについては、郵送によるレポート提出は受付できません。

必ず、持参のうえ提出してください。

また、期限を過ぎたレポートは学務所管課では受け取ることができません。期限を過ぎたレポートの取扱いについては、担当教員の判断によりますので学内の担当教員の場合は、直接連絡をとってください。

学外の教員の場合は、学務所管課へ申し出てください。

## 6 交通途絶・気象警報発令の場合の休講

交通途絶や気象警報発令が発令された場合等における対面授業の取扱いを下記のとおりとします。

学生への連絡はユニバーサルパスポートへの掲示配信を原則としますので、こまめに確認するようにしてください。状況によっては、学内掲示板への掲示や各学部・研究科のホームページでの案内等も行いますが、各自で情報を収集し、対応するように留意してください。

※交通途絶、気象警報発令以外の事情であっても、キャンパス全体の授業実施に大きな支障をきたす恐れがあるとキャンパスが判断した場合は、休講の措置を講じることがあるので、注意して下さい。

※キャンパスが休講措置を講じない場合でも、自宅周辺や通学経路の状況により、学生自身が「生命・身体に危険が生じる恐れがある」と判断した場合は、無理をして通学しないようにしてください。後日、欠席した授業の教員に事情を説明すれば、教員は状況に応じて教育上の配慮を行います。

### 1 対面授業

#### (1) 交通途絶

区分	交通途絶の状況	授業の取り扱い
ア	午前7時までに解決	1時限目から授業（通常どおり）
イ	午前7時現在継続し、午前11時までに解決	午前中休講となり、3時限目から授業
ウ	午前11時を過ぎても解決しない	午後休講
エ	交通途絶が授業開始後に発生した場合	原則として、その時限の授業は平常どおり実施し、次の時限以降の授業は上記イからウのとおり

#### ○休講に係る交通途絶の要件

##### ア 神戸商科キャンパス

神戸市営地下鉄が不通の場合又は大阪－姫路間で次のいずれかに該当する場合

- ① JR線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合
- ② JR線、山陽電鉄が共に不通の場合
- ③ JR線、神戸高速鉄道が共に不通の場合

##### イ 神戸情報科学キャンパス

ポートライナーが不通の場合又は大阪－姫路間で次のいずれかに該当する場合

- ① JR線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合
- ② JR線、山陽電鉄が共に不通の場合
- ③ JR線、神戸高速鉄道及び神戸市営地下鉄が共に不通の場合

##### ウ 明石看護キャンパス

大阪－姫路間で次のいずれかに該当する場合

- ① JR線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合
- ② JR線、山陽電鉄が共に不通の場合

##### エ 姫路工学キャンパス

次のいずれかに該当する場合

- ① 神姫バスが不通の場合
- ② JR山陽本線及び山陽電鉄の各姫路駅を含む区間が共に不通の場合

##### オ 姫路環境人間キャンパス

次のいずれかに該当する場合

- ① 神姫バスが不通の場合
- ② JR山陽本線及び山陽電鉄の各姫路駅を含む区間が共に不通の場合

**カ 播磨理学キャンパス**

次のいずれかに該当する場合

- ① 神姫バスが不通の場合
- ② JR線（大阪－岡山間）が不通の場合

**キ 淡路緑景観キャンパス**

次のいずれかに該当する場合

- ① 明石海峡大橋（本州四国連絡道路）が不通の場合
- ② JR線、山陽電鉄が共に不通の場合
- ③ 淡路ジェノバライン、淡路交通バス、神姫バス、山陽バス、本四海峡バス、JRバスが共に不通の場合

**ク 豊岡ジオ・コウノトリキャンパス**

- 全但バス（豊岡駅－キャンパス間）が不通の場合

**ケ 神戸防災キャンパス**

大阪－姫路間で次のいずれかに該当する場合

- ① JR線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合
- ② JR線、山陽電鉄が共に不通の場合
- ③ JR線、神戸高速鉄道及び神戸市営地下鉄が共に不通の場合

※ 学外実習の場合は、教員の指示に従ってください。

**(2) 気象警報**

気象警報発令の場合の休講については、次のとおりとします。

**① 種類**

神戸地方気象台が発令する気象警報とし、以下の7種類を対象とします。

<対象とする気象警報>

【特別警報】「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「大雪特別警報」

【警報】「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」

※これまでと同じく、「大雨警報」は対象としないので、注意してください。

※気象台の発表する防災気象情報には、日ごろからよく注意しておいてください。気象庁ホームページの「[防災気象情報](#)」から確認できます。

※特別警報発令時には、学生の安全確保を最優先に、各キャンパスで独自の措置を取る場合があります。

**② 休講に係る警報発令対象地域**

- ア** 神戸商科キャンパス、神戸防災キャンパス及び神戸情報科学キャンパス  
神戸市
- イ** 明石看護キャンパス  
明石市又は神戸市
- ウ** 姫路工学キャンパス及び姫路環境人間キャンパス  
姫路市

エ 播磨理学キャンパス

姫路市、相生市、赤穂市、たつの市、太子町、上郡町のうち、いずれかの市町

オ 淡路緑景観キャンパス

淡路市

カ 豊岡ジオ・コウノトリキャンパス

豊岡市

※ 学外実習の場合は、担当教員の指示に従ってください。

③ 基準時間

【前日判断】

判断目安	翌日の通勤・通学状況	翌日の授業の取扱
午後5時まで	気象警報の発令や気象予測等に基づく公共交通機関の計画運休が発表されるなど、翌日の通勤・通学が困難であると判断できる場合	以下の取扱いのいずれかを判断 A：【当日判断】の条件を適用する B：原則、終日オンライン授業に切り替えて実施（注記）

（注記）

- ・実習、実験科目などオンラインでの実施が困難な授業科目は、オンライン授業に切り替えずに休講とする場合があります。
- ・居住地域の気象状況や通信施設の被災等による通信不能、自宅から避難所等へ避難したなどの事情によりオンライン授業が受講できなかった場合は、教員に相談してください。

【当日判断】

区分	発令状況	授業の取扱
ア	午前7時までに解除	1時限目から授業（通常どおり）
イ	午前7時現在発令中で、午前11時までに解除	午前中休講となり、3時限目から授業
ウ	午前11時を過ぎても解除されない	午後休講
エ	上記気象警報が授業開始後に発令された場合	原則として、その時限の授業は平常どおり実施し、次の時限以降の授業は上記イからウのとおり。 ただし、当該授業の継続が困難な場合は、各キャンパスの判断で授業を即座に中止することができる。

※なお、河川の氾濫や道路の冠水、浸水、土砂崩れなどにより、キャンパスからすぐに自宅へ帰宅することで「生命・身体に危険が生じる恐れがある」とキャンパスが判断した場合には、キャンパス教職員の指示に従い、キャンパス内の安全な場所に避難するなどの行動を取ってください。

(3) その他

① 集中講義における取り扱い

- 交通途絶、気象警報発令時ともに、原則、前記1(1)(2)と同様の取扱いとする。
- 翌日以降の日程については、教員が学生及びキャンパス経営部と協議する。また異なるキャンパス

の教室間を繋ぐ遠隔授業の場合は、キャンパス経営部間でも協議し、必要に応じて大学本部事務局とも調整する。

## ② 定期試験における取扱

- 交通途絶時は基本的に上記対応表と同様とする。
- 気象警報発令時は以下のとおりとする。

区分	発令状況	試験の取扱
ア	午前7時までに解除	1時限目から試験（通常どおり）
イ	午前7時現在発令中で、午前11時までに解除	1・2時限は中止、3時限以降は実施
ウ	午前11時を過ぎても解除されない	3時限以降も中止
エ	上記気象警報が試験開始後に発令された場合	原則として、その時限の試験は平常どおり実施し、次の時限以降の試験は上記イからウのとおり。 ただし、当該試験の継続が困難な場合は、各キャンパスの判断で試験を即座に中止することができる。

・アからエに該当しない場合であっても、定時に実施することにより、複数の学生に対し著しく不利益が生じると予測される場合は、各キャンパスの判断により、開始時間の繰り下げ、試験の延期等の措置を講じる場合がある。また、遠隔授業の場合は、他キャンパスの状況も考慮し措置を講じる。

- ③ 異なるキャンパスの教室間を繋ぐ遠隔授業については、発信側と受信側のいずれかのキャンパスが休講となった場合には、原則、いずれのキャンパスも休講とする。必ずキャンパスに確認すること。
- ④ 気象警報発令による休講の取扱については、対象外の警報であっても、「生命・身体に危険が生じる恐れがある」とキャンパスが判断した場合は、休講又はオンライン授業への切り替えの措置を講じることがある。
- ⑤ 上記の事情にかかわらず、キャンパス全体の授業実施に大きな支障をきたす恐れがあるとキャンパスが判断した場合は、休講又はオンライン授業への切り替えの措置を講じることがある。

### 【明石看護キャンパスにおける追加休講の措置（避難情報の発令の場合）】

自治体が発表する避難情報発令の場合の明石看護キャンパスの授業の休講は、次のとおりとします。

#### (1) 対象とする避難情報

「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示」のいずれかが発令された場合  
※自治体が発表する避難情報については、明石市等のホームページから確認できます。

#### (2) 基準時間

「気象警報発令の場合」の対応表アイウエの基準時間と同様とする。

#### (3) 休講に係る避難情報発令地域

明石市北王子町（大学所在地）

## 2 対面形態によらない授業

オンライン配信やオンデマンド配信など、対面形態によらない授業における交通途絶、気象警報発

令が発令された場合の取扱いを下記のとおりとします。

**(1) オンライン配信による授業**

原則、休講となる場合は以下のとおりです。

- ・教員が移動中に交通途絶が発生し授業開始時間から30分以内に配信できない場合
- ・気象警報による公共交通機関の計画運休や自治体からの避難指示等により、教員が授業開始時間から30分以内に配信できない場合

なお、居住地域の気象状況や通信施設の被災等による通信不能などにより、オンライン配信を視聴できなかった場合は、教員に相談してください。

**(2) 録画配信や課題等による授業**

原則、授業を実施します。

## 7 公開授業について

**(1) 公開授業とは**

公開授業とは、授業の改善のために、本学で提供されている授業を学内の教員に対して公開することである。そのため、本学部で提供される授業は、全て原則公開となる。ただし、本学部で提供される授業の中には、特に演習などの授業において公開することが望ましくないものもある。例えば、「身体のアセスメントを学ぶための学生が肌を露出することが必要な授業」など、学生の保護に配慮が必要な場合がこれにあたる。このような授業は、担当教員の申請によって非公開とする。

**(2) 授業の非公開を希望する場合**

学生は、正当な理由がある場合には、自らが受ける授業の一部もしくは全部の非公開を担当教員に対して願いでることができる。授業の非公開を希望する者は、授業非公開願を担当教員に提出する。

提出された非公開申請書は、該当委員会において審議され、正当な理由による非公開申請であると判断された場合には、該当する授業を非公開とする。ただし、該当委員会での審議結果がでるまでには1ヶ月程度の期間を要する。

**(3) 授業非公開願の提出手順**

1) 提出期間

授業非公開願の提出は、原則として、前後期の履修ガイダンス実施日から履修登録締め切り日までの間に行う。ただし、授業開始以降に止むを得ない事由によって非公開を希望する場合は、速やかに授業非公開願を提出する。

2) 提出方法

「授業非公開願」を学務所管課で受け取り、必要事項を記入し、担当教員に提出する。

**(4) 授業非公開審査の結果について**

学生からの非公開希望あるいは授業開始後やむを得ない理由によって申請された授業非公開の審査結果は、該当委員会において審議された後直ちに掲示板で告知される。



## 第2章 履修の指針



# 1 科目の構成

## (1) 基本的考え方

本学の学部教育は、豊かな人間性と公共の精神とともに、幅広い教養や専門知識・技能を含めた課題探究能力とグローバル・リテラシー（国際対話能力）を備えた、地域社会や国際社会で活躍できる創造力と自律性を有する人材の育成をめざしています。

このため、授業科目を「全学共通科目」「専門関連科目」「専門教育科目」の3つから構成し、くさび形の履修体系を基本に、それぞれを有機的に結びつけて展開する柔軟な教育カリキュラムを設定しています。

また、全学共通教育については、1年次の間、神戸商科キャンパスと姫路工学キャンパスの2ヶ所に集約して実施するほか、キャンパスが分散している状況から遠隔授業を導入し、他キャンパスで開講される科目の履修を可能としています。

さらに、地域課題の探究と対応、グローバル社会への対応、災害等リスクへの対応をテーマとし、学部の枠を超えて選抜した有志学生を対象とする全学横断の副専攻を設置しています。（別冊「副専攻履修の手引き」を参照）

## (2) 全学共通科目

全学共通科目は、「自主自律支援科目」、「グローバル化時代のアカデミックスキル科目」及び「教養教育科目」から構成されています。

### ア 自主自律支援科目

基礎ゼミナールとキャリア形成支援科目から構成され、学生が大学における主体的な学修や生活の基本的態度、自己のキャリア形成に向け生涯学び続ける姿勢を身につけることを目的としています。

### イ グローバル化時代のアカデミックスキル科目

学生が大学での学修に必要な基本スキルを初年次に身につけることを目的として、英語、外国語、統計・情報を開講しています。

#### (ア) 英語

英語コミュニケーション能力を養成するため、オーラル・コミュニケーション、リスニング、リーディング、ライティングの4スキルの総合的向上を図る英語コア科目（6科目）を開講しています。

さらに、スキルアップを図る科目、学生のインセンティブを高める科目、TOEIC等の資格試験での得点アップを目指した科目、英語圏の海外研修など、学生のニーズに応じた多彩な選択英語科目を開講しています。

#### (イ) 外国語

グローバル化社会において活動領域を広げ、社会性の涵養に役立つ実践的コミュニケーション能力の育成と異文化理解を深めることを目的として、外国語を開講しています。

#### (ウ) 統計・情報

統計処理や情報処理の基礎力を身につけ、多様な情報を収集・分析して、モラルに則って効果的に活用できることを目的として、情報倫理、コンピュータの基本操作、ネットワーク利用などを学ぶ科目を開講しています。

## ウ 教養教育科目

教養教育科目は、「人間性の基盤教育科目」及び「ひょうご県大特色科目」から構成されています。

### (ア) 人間性の基盤教育科目

学生が自己の存在を歴史・社会・自然と関連づけて理解し、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察ができるとともに、文化・社会・自然の諸科学を幅広く理解し、多元的なものを見方ができる素養・能力を身につけることを目的として、多彩な科目を開講しています。

### (イ) ひょうご県大特色科目

学生が少子・高齢社会、グローバル経済社会、地球環境問題、防災・減災等の諸課題を身近な問題として捉え、課題解決に向けて学際的に考え、行動できる素養・能力を身につけることを目的として、地域課題探究科目、グローバル教育科目、防災教育科目を開講しています。

## (3) 専門関連科目

看護学は学際的に発展していく分野であるという認識から、専門関連科目をおいています。

即ち学生が、全学共通科目と専門教育科目との関連を自覚し、同時に医学・保健学・福祉学等の近接領域の知識や技術を学習するために設けられています。専門関連科目は、前者の全学共通科目と専門教育科目とを有機的に媒介する科目群である専門関連科目Ⅰと、後者の近接領域の知識や技術を教授する科目群である専門関連科目Ⅱからなっています。

### ア 専門関連科目Ⅰ

専門関連科目Ⅰの目的は、学生に、全学共通科目と専門教育科目の関連の自覚を促しつつ、看護学と関連する諸学の観点から専門支持的な教育を行うことです。

専門関連科目Ⅰには以下の科目が配置されています。すなわち、コミュニケーション論、発達と心理、体力科学論、生命論、ケア文化論英語演習、総合ゼミ、グローバルヘルス、Health Care Communication、災害リスクマネジメント、災害と人と健康などです。

これらの科目のうち、コミュニケーション論、発達と心理、体力科学論は、人間が織りなす社会のあり方、人間の心とその発達や障害、身体運動と健康について、そして生命論、ケア文化論英語演習は、そのような自然的・社会的関係の中でよりよく生きようとする人間の生命とその配慮について認識することをめざします。

一方、総合ゼミでは、専門教育科目である統合看護の実践研究と連動しつつ、普遍的教養の基盤の上に立って学生の個別的テーマに即した学習・研究への支援を行います。専門関連科目の専任教員が担当します。専門科学としての看護学を総合的な人間の学として捉え直すために、積極的に履修してください。

### ★専門関連科目Ⅰの留意点

副専攻履修生においては以下の点に留意してください。

1. 防災教育科目の中の専門教育科目で、「災害リスクマネジメント」「災害と人と健康」については、専門関連科目Ⅰ（別表第2）としても認定されます。
2. 「グローバルヘルス」、「ケア文化論英語演習」、「Health Care Communication」を修得した場合、グローバルリーダー教育プログラム科目として認められます。

### イ 専門関連科目Ⅱ

専門関連科目Ⅱは看護を具現化していく上で密に統合を図る知識・技術体系である医学・保健

学・福祉学の諸科学科目です。看護専門教育科目と有機的につなげることで、人体や疾病・治療構造のしくみ、健康を取り巻く環境や保健医療福祉制度、人々の生活の安定化を担う社会システムなどを知識として、またそこで使われる技術も含め教授することで、多角的に看護の対象となる人や場を理解できるように工夫します。

専門関連科目Ⅱに含まれる科目は以下のとおりです。

人体や疾病・治療構造の仕組みに関連する科目群としては疾病論（内科学・外科学・女性医学・小児科学）、精神障害論、薬理学です。健康を取り巻く環境や保健医療福祉制度、システムに関連する科目群は社会福祉・社会保障論、保健統計、健康と生活を支える制度と施策、疫学、環境衛生学概論、保健医療福祉論です。

#### (4) 専門教育科目

看護基礎領域・実践基礎看護領域・生涯健康看護領域・広域健康看護領域の4つの看護領域で構成されています。そして、学びの段階が進むに従って、学生自身で看護学の統合がはかれ、専門に開かれていくようにそれぞれの看護専門領域は、最終年次配置の選択必修の「統合看護実習」及び必修科目の「実践研究」「災害看護論」などの科目を提供します。

##### ア 看護基礎領域

看護基礎領域は、看護学の基礎となる理論・歴史、およびその専門職性のあり方について学ぶと共に、看護ケアを提供するシステムの仕組みと理論を教授する領域です。この領域は、基礎看護学・看護システム学・看護情報学により構成されています。

基礎看護学では、健康・生活・ケアなどの看護の基礎概念、看護の目的・機能について学び、看護の基本となる考え方を習得します。さらに看護学を構築していくために必要な科学基礎論および科学的研究法について学びます。看護システム学では、マネジメントやリーダーシップなどエンパワメント、また、看護サービスの質や看護マネジメントの方法などの学びを通して、看護組織のあり方やシステム、組織の中における行動など看護専門職に必要な知識を習得します。看護情報学では、看護を展開する際に取り扱う情報について学ぶと共に、看護情報の検索・蓄積・伝達、看護情報の活用と、活用の際に必要な情報倫理や法的根拠、医療・看護分野における情報科学技術の活用について理解を深めます。また、看護倫理を提供し、実践家として倫理観に基づく実践活動について統合する機会を持ちます。

##### イ 実践基礎看護領域

実践基礎看護領域は、生活する人間の機能の理解ならびにそれらの知識を踏まえた援助技術を教育・研究します。この看護領域は、看護病態学・看護生体機能学・生活援助学・治療看護学で構成されています。

看護病態学・看護生体機能学では、生活する人間を「からだ」の側面からとらえ、人体の構造、機能、代謝とその異常について理解を深め、科学的根拠のある援助の基礎知識及び方法を探求します。また、生活援助学・治療看護学では、生活援助技術ならびに治療看護技術に関連する基礎的知識と方法を探求します。

##### ウ 生涯健康看護領域

生涯健康看護領域は、生涯にわたる人間の成長・発達を基盤とし、個人や家族を対象として健康状態の違いにかかわらず、その人、あるいはその人達の生活や人生の質の向上を図る働きかけの知識・技術を研究・教育します。この看護領域は、小児看護学・母性看護学・成人看護学・老人看護学・精神看護学で構成されています。

小児看護学・母性看護学では、小児、女性、家族を対象としながら、それぞれが成長発達する時

に遭遇する課題や、健康状態の変化に伴って生じる健康生活上の問題や現象並びに看護ケアを探求します。また、成人看護学・老人看護学では、成人期や老人期にある人々を対象に、心身の健康状態の変化に伴う生活の変化や、その変化に対応するための看護ケアを探求します。精神看護学では、心の健康の側面から人間の発達や生活に目を向け、ライフサイクルの各期における心の健康障害をもつ人への理解と看護援助について学習します。

#### エ 広域健康看護領域

広域健康看護領域は、集団やコミュニティを対象としながら、日本及び諸外国の看護を取り巻く環境とその環境への働きかけ、組織やそこで働く人々の行動特性、生涯にわたっての教育方法のあり方などを探求します。この看護領域は、地域看護学と在宅看護学から構成されています。地域看護学では、人々の健康課題や問題をローカル及びグローバルに捉えながら、特有の健康問題等について実践に根ざした解決方法を探求します。在宅看護学は、在宅ケアにおける場の特性や社会システムに対する開発的な看護の役割機能について探求します。

## 2 履修モデル

本学部では、4年間で看護学士の学位の取得に必要な卒業所要単位数を137単位とし、保健師・助産師・看護師養成所指定規則に基づいて保健師、看護師国家試験受験資格が得られるように構成しています。また、保健師免許取得後、申請により、養護教諭二種、第一種衛生管理者の資格が得られます。

4年間で看護学部の理念及び教育目標を達成するべく、全学共通科目、専門関連科目・専門教育科目を融合的に配置しています。全学共通科目（自主自律支援科目、グローバル化時代のアカデミックスキル科目、教養教育科目など）は、主に1回生が神戸商科キャンパスで履修できる選択科目として配置しています。専門関連科目は、1回生から4回生で主に明石看護キャンパスで履修できる選択科目・選択必修科目・必修科目として配置しています。専門教育科目は、1回生から4回生で主に明石看護キャンパスで履修でき、4つの看護専門領域（看護基礎領域、実践基礎看護領域、生涯健康看護領域、広域健康看護領域）の必修科目・選択必修科目であり、講義科目、演習科目、実習科目として配置しています。

以下に履修モデルを示します。

- ア 全学共通科目は、自主自律支援科目として2単位以上、グローバル化時代のアカデミックスキル科目として8単位以上、教養教育科目として12単位、合計26単位以上を履修する必要があります。（詳細はP9表参照）
- イ 専門関連科目は専門関連科目Ⅰ10単位以上、専門関連科目Ⅱ20単位以上の合計30単位以上を履修する必要があります。
- ウ 専門教育科目については、4つの看護専門領域の授業科目・演習科目・実習科目を、1回生から4回生の各学年に配置し、学生の専門的な成長が一貫して支援できるように配慮しています。専門教育科目の卒業所要単位数は81単位以上です。
- エ 専門教育科目は、演習・実習の前後に講義科目を配置し、学生が演習や実習での経験から、深く専門的な知識や技術に関心が向き、看護実践の知識や技術の学びを促進していけるように構成しています。
- オ 4回生では、学生の希望により4つの看護専門領域から一つの領域を選択し、一貫した看護課題の学習・実践・研究を通して、看護を構成する健康（病気を含む）、環境、人間、看護実践に関する

る自分の考えを育てていけるように、統合看護実習・実践研究を配置しています。統合看護実習は専門領域別に計画されています。実践研究は統合看護実習で選択した専門領域において実践に根ざした学生の興味・関心事について研究的視点をもって実践・探究する科目です。

カ 4 年生では、専門関連領域より学生の希望によって1つの科目を選択し、実践研究と連動して研究に必要な基本的な能力と総合的な視野を習得することができるように総合ゼミを配置しています。

### 3 助産師養成課程

本学部には、助産師国家試験受験資格を取得するための助産師養成課程が設置されています。助産師養成課程を履修し、所定の単位を修得した学生は、看護師・保健師に加え、助産師国家試験の受験資格が得られます。そのコアとなる講義・演習・実習などの科目は主に4年次で選択科目として開講しています。助産師免許取得後、申請による受胎調節実地指導員の指定を受けることができます。

#### (1) 助産師養成課程の履修にあたって

ア 助産師国家試験受験資格を取得するためには、看護学部規程別表第1から別表第3までに定められた卒業所要単位数を修得するほかに、別表第5に定める助産師養成課程科目を履修し、所定の単位を修得する必要があります。

イ 助産師養成課程の履修条件は、全学共通科目の中で卒業に必要な単位、および別表第5に定める科目のうち3年次までに開講されている科目の単位を修得しており、かつ4年次に開講される統合看護実習および実践研究の履修が可能な学生に限られます。また、卒業後に助産師として働く強い意志のある学生が望まれます。

ウ 助産師養成課程科目の履修可能な学生数は20名です。履修を希望する学生は3年次後期に「履修希望願い」を提出する必要があります。「履修希望願い」の提出は在学中1回に限ります。

エ 「履修希望願い」を提出した学生について、成績・試験・面接等を判断基準として選抜します。

#### (2) 助産師養成課程科目の履修ガイダンスおよび相談について

助産師養成課程科目の履修については、履修ガイダンスにおいて適宜説明を行います。「履修希望願い」の提出に関する説明は3年次後期履修ガイダンスで行います。また、助産師養成課程の履修に関する相談は担当教員が随時受付けています。

#### (3) 助産実習について

ア 助産師養成課程科目の助産実習は4年次の7～10月に各実習施設にて8週間実施し、10回程度の分娩介助を行います。分娩介助の目標達成状況に応じて11月以降に実習が延長する場合があります。

助産実習は夜間に及ぶことがあるため宿泊が必要な施設があります。

イ 助産実習を履修するためには、基礎助産論、助産診断技術論Ⅰ・Ⅱ、助産診断技術論演習の単位修得が必須となります。

ウ 別表第5に定める助産師養成課程科目のうち、3年次までに開講されている科目および全学共通科目の単位修得が必須となります。

#### (4) 助産師養成課程における実践研究の履修について

助産師養成課程を履修する学生においては、4年次の実践研究は本課程で履修することとなりま

す。ただし、時期により実践研究を担当する教員が変更となることがあります。

## 4 教職課程

教育職員免許法に基づく「養護教諭一種免許」を取得することができます。「養護教諭一種免許」を取得するためには、「看護学部規程別表第4」に掲げるすべての授業科目を履修し、単位を修得する必要があります。

### (1) 教職課程の履修にあたって

ア 教職課程とは、教育職員免許状の取得にかかわる課程のことです。本学部には、養護教諭一種免許状（以下教員免許状と略す）を取得するための教職課程が置かれています。養護教諭とは、児童生徒の健康の保持増進を専門とする教諭のことです。

イ 教員免許状を取得するためには、看護学部規程別表第4の養護に関する科目、教職に関する科目、及び教育職員免許法施行規則第66条の6が定める科目（以下66条科目と略す）を履修し、所定の単位を取得しなくてはなりません。卒業に必要な単位取得に加えて、さらに教職に関する科目等の履修が必要となるため、教職課程を履修する場合は、自分自身の教職への適性を考慮した上で、意欲的・計画的に取り組む構えで臨んでください。

ウ 教員免許状取得は、看護の専門性を身に付けることを前提としています。従って、看護学部生にとって、専門科目の履修（看護にかかわる学習・研究）が中心であり、教職課程の履修はあくまで付加的なものであることに留意してください。

エ 保健師資格取得の後、所定の手続きを経て勤務予定の都道府県教育委員会に申請すれば、養護教諭二種免許状を取得することができます。教職につくにあたり、一種免許状と二種免許状の区別は、原則的にありません。

ただし、二種免許状申請のためには、後述の(2)－ウ及び別表第4－3に挙げている「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」にかかわる授業科目につき、所定の単位の取得が必要です。

### (2) 看護学部規程別表第4の教職課程にかかわる諸科目（以下教職課程科目と略す）履修上の注意

ア 養護に関する科目の内、「学校保健」、「養護概説」及び「学校における健康相談」は卒業要件上、選択科目ですが、教員免許状取得のためには、これら全てを履修する必要があります。

イ 教職に関する科目の内、「教育実践体験」以外の14科目は、教員免許状取得のためには、全て履修する必要があります。

ウ 66条科目の内、「日本国憲法」、「健康・スポーツ科学演習1」、「健康・スポーツ科学演習2」及び、「情報処理応用」は、卒業要件上、選択科目です。教員免許状取得のためには、これら全てを履修する必要があります。

また、「Reading and Discussion 1」以下「Writing 2」までの6科目から、2科目以上を履修する必要があります。

### (3) 教職課程科目の開講形態等に関する注意

ア 養護に関する科目の内、「学校保健」は2年次に、「養護概説」と「学校における健康相談」は3年次に、すべて明石看護キャンパスにて開講されます。

イ 教職に関する科目については、前期または後期に通常開講されるものと、夏季または冬季休業中に集中講義として開講されるものがあります。

ウ 教職に関する科目については、神戸商科キャンパス、明石看護キャンパス、姫路工学キャンパスまたは姫路環境人間キャンパスで受講するものがあります。「教育実践体験」については、学外での活動を実施します。

エ 通常期に開講される一部の教職に関する科目については、開講キャンパスで受講できない学生を対象とした遠隔授業を実施しています。開講キャンパスで受講できる学生については、特段の理由が無い限り、対面での受講をしてください。

オ 教職に関する科目の内、「教職実践演習」は、「養護実習」終了後の4年次後期に開講されます。

カ 教職に関する科目の内、「養護実習」については、次項の(4)を参照してください。

キ 66条科目は、基本的に神戸商科キャンパスにて開講されます。この内、「日本国憲法」については「日本国憲法」(夏季集中講義)及び「日本国憲法」(通常期)の2科目が開講されます。いずれかを履修してください。

#### (4) 養護実習について

ア 教職に関する科目の内、「養護実習」の臨地実習は4年次の9～10月に、各実習校にて15日間程度実施されます。

ただし、これには学内での事前・事後指導が伴います。

イ 養護実習については、受け入れ人数を原則毎年10名とします。10名以下の場合でも、2年次後期に選考を行います。

ウ 養護実習は、原則として、母校である小学校で行います。実習校を決定していく手続きは、本学部教員の指導を受けながら、教職課程履修生本人が行います。具体的には、3年次開始直後に翌年9～10月の時期における自身の養護実習の受け入れを母校に依頼し、受け入れが内諾された後、本学部から正式に依頼し承諾を得ます。

エ 養護実習を履修するためには、先修条件として、以下のことが必要となります。①教職に関する科目の内、「教職論」の単位を修得していること、②教職に関する科目の内、「教職論」、「養護実習」、および「教職実践演習」以外の科目の単位を原則として取得していること、③養護に関する科目の内、「学校保健」、「養護概説」、「学校における健康相談」の単位を原則として修得していることです。

#### (5) 教職課程の履修にかかわるガイダンス

教職課程科目の履修については、適宜必要な時期にガイダンスを行います。ガイダンスの実施は、掲示等により連絡しますので、必ず出席してください。

#### (6) 教員免許状の申請

一種免許状は、本学部より兵庫県教育委員会に一括申請を行い、卒業式当日に授与されることになります。申請希望者は、指定された期日までに、学務所管課において所定の手続きをする必要があります。

ただし、冬季集中講義にて実施する科目の単位を卒業前年度までに修得できなかった場合には、一括申請ができません。この場合は、卒業後に自身で申請書類を揃えて都道府県教育委員会に申請してください。

## 5 そ の 他

兵庫県立大学では、主専攻（所属学部(看護)の専攻）以外にも学びの機会を拡げるため、副専攻を提供しています。詳しくは別冊「副専攻履修の手引き」を参照してください。

## 第3章 実習の基本的な考え方



## 1 実習の目的

本学での実習は、4年にわたる習熟のプロセスを前提として、卒業時に看護実践力を発揮できる事を目標としています。看護ケアを必要とする人は様々であり、対象の人のライフステージや状態の特性によって必要とする看護ケアを判断、選択、統合する必要があります。看護対象となる人の特性を理解することはもちろんですが、多様な場において看護を行う際の判断力や行為に移す力を養うために、次のような能力の獲得を目指します。

- (1) 対象となる人の健康や生活の状態を把握する力
- (2) 対象となる人が有する能力（身体的・精神的・社会的等）を判断する力
- (3) 必要となる看護ケアを統合的に判断し、創造し、活用する力
- (4) 相手の意志を理解し、自らの考えを伝える能力
- (5) 周りの人と関係を構築し、連携・協働する力
- (6) 看護職としての役割を理解し、責任を持って行為する力
- (7) 看護を発展させていく力

## 2 実習の基本方針

実践力を養うことは実習のみで行われることではなく、学内科目で学んだ知識や技術を有機的に結び付けながら、看護実践を通して実感する体験（体感）が大切です。健康状態は流動的なものであり、人の価値観や文化的背景等によって受け止められ方が異なります。様々な健康状態を呈している人々に接し、自分自身を見つめながら、看護ケアのあり方を探求していくことが必要です。また、地域社会に対する看護の役割について理解を深めるとともに、他の専門職との連携や市民との協働ができる力を育む必要があります。これらの観点を重視し、看護ケアの実践力を高められるよう実習が組み立てられています。

- (1) 地域社会（コミュニティ）で生活する人々とふれあい、生活することの意味を看護者として理解すると共に支援することの意味を理解する。
- (2) 習得した看護基礎技術の対象への提供を通して、対象や自分自身の変化に気づくとともに、様々な発達・健康レベルの人を理解する。
- (3) 看護が提供される様々な場において、発達・健康レベルの異なる対象に対して必要な看護援助を計画し、責任を持って提供する。
- (4) 看護者および医療・福祉関連の他専門職と連携し、また市民と協働しながら継続的な看護提供を行う。
- (5) 看護実践における看護の課題を科学的根拠を踏まえて探求するというプロセスを通じて、将来看護を発展しうる力を養う。

### 3 実習科目の構成及び概要（年次別実習計画）

時 期	単 位	科 目	目 的	場 所	担当講座
1年次前期	1単位	コミュニティヘルスケア実習	地域社会（コミュニティ）で生活する人々とふれあい、生活することの意味を看護者として理解すると共に、生活を支援することの意味を学ぶ。	老人福祉センターなど	看護基礎
2年次後期	2単位	クリニカル看護実習	これまで学んできた看護基礎技術を患者に対して提供するという体験を通して、患者や自分自身の変化に気づくとともに、患者の健康や生活の状態、また患者が有する能力（身体的・精神的・社会的など）を総合的に把握する。	病 院	実践基礎看護
3年次前期後期	14単位	生涯広域健康看護実習	看護が提供される様々な場において、対象の生活背景、家族関係、社会性、発達・健康レベルなどを理解した上で必要な看護援助を計画し、責任を持って提供する。	病院、保健所、訪問看護ステーションなど	生涯広域健康看護Ⅰ・Ⅱ
4年次前期	4単位	統合看護実習	主体的に看護者および医療・福祉関連の他専門職と連携するとともに、利用可能な社会資源を活用し、協働した看護援助を実践する。また社会における看護の機能や役割を理解し、地域生活者である対象に対して継続性のある看護援助を実践する。	病院、保健所、訪問看護ステーションなど	看護全領域
4年次全期	4単位	実践研究	看護実践の場（医療施設、地域、在宅など）において、人々の健康課題に焦点を当て、幅広くフィールド活動を行い、健康課題の分析や解釈について実践的に学ぶ。また、文献検討を踏まえ、科学的根拠に基づき、研究的視点をもって看護を展開できる能力を養う。実習2単位、演習2単位より構成されている。	病院、保健所、訪問看護ステーションなど	看護全領域

#### 助産師養成課程

時 期	単 位	科 目	目 的	場 所	教員配置
4年次前期後期	8単位	助産実習	正常な経過をたどる妊・産・褥婦及び新生児に対して、助産過程を展開しながら対象に適した看護ケアを提供する能力を養う。また、助産の専門家としての基本を学び、助産師としての責務と倫理について理解を深める。	病院・助産所など	助産

#### 教職課程

時 期	単 位	科 目	目 的	場 所	教員配置
4年次前期後期	5単位	養護実習	学校教育や児童生徒の理解に基づきながら学校保健に関わる活動の実際を体験することを通して、児童生徒の健康課題の解決に関わる養護教諭の役割について学ぶ。また、学校における健康に関わる専門職としての自覚や態度を身につける。	各実習校	全領域

#### 4 実習の時期と期間

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月				
	2週	3週	4週	5週	1週	2週	3週	4週	5週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	
1年																									
2年																									
3年																									
4年																									

1年	コミュニケーションヘルスケア実習(1単位)	
2年	クリニカル看護実習(2単位)	
3年	生涯広域健康看護実習(4単位/14単位)	
4年	実践研究(実習2単位+演習2単位)	統合看護実習(4単位)
	実践研究(実習2単位+演習2単位)	生涯広域健康看護実習(10単位/14単位)
	実践研究(実習2単位+演習2単位)	養護実習(5単位)
	実践研究(実習2単位+演習2単位)	助産実習(8単位)

## 5 実習施設一覧

病 院 名
県立尼崎総合医療センター
県立西宮病院
県立加古川医療センター
県立淡路医療センター
県立ひょうごこころの医療センター
県立こども病院
県立がんセンター
県立はりま姫路総合医療センター
県立リハビリテーション中央病院
関西青少年サナトリウム
あさぎり病院
姫路聖マリア病院
バルモア病院
加古川中央市民病院
明石医療センター
大阪赤十字病院
明石市立市民病院
県立リハビリテーション西播磨病院
関西労災病院

保 健 所 名
宝塚健康福祉事務所
伊丹健康福祉事務所
加東健康福祉事務所
龍野健康福祉事務所
豊岡健康福祉事務所
朝来健康福祉事務所
丹波健康福祉事務所
あかし保健所

訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	
特定医療法人 神戸健康共和会 東神戸訪問看護ステーションあじさい	社会福祉法人 博愛福祉会 それいゆ訪問看護ステーション大久保
株式会社トモイガワ とも神戸訪問看護ステーション	医療法人社団 誠智会 ひなた訪問看護ステーション
株式会社結 ゆい訪問看護ステーション	医療法人 公仁会 明石仁十病院訪問看護ステーション
株式会社 グッドプランニング おひさま訪問看護ステーション	有限会社 もものは 姫路訪問看護リハビリステーションもものは
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 総合リハ訪問看護ステーション	社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団 西宮市訪問看護センター
医療法人社団せいゆう会 訪問看護かもみーる	株式会社ピュア・クリオ クリオ訪問看護・リハビリステーション
特定医療法人誠仁会 たまつ訪問看護ステーション	医療法人徳洲会 神戸徳洲会訪問看護ステーション
株式会社 やさしい手 かえりえ西明石訪問看護ステーション	地方独立行政法人 明石市立市民病院訪問看護ステーション
特定医療法人誠仁会 おおくぼ訪問看護ステーション	セントケア西日本株式会社 セントケア訪問看護ステーション須磨
社団法人明石市医師会 明石市医師会訪問看護ステーション	株式会社 やさしい手 訪問看護ステーションかえりえ伊川谷
株式会社リンクルさくらみち神戸	医療法人社団 あおぞら会 こころっこ訪問看護ステーション

※上記実習施設の他、介護老人保健施設、地域活動支援センター、就労継続支援事業所、診療所、地域包括支援センター、老人福祉センター、子育て総合センター、高齢者総合施設、居宅介護支援事業所、助産所、学校、兵庫県内市町村等の関連施設でも実習を行う。

## 第4章 履修関係規程



# 1 兵庫県立大学学則

平成25年法人規程第75号

兵庫県立大学学則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 兵庫県立大学（以下「本学」という。）は、学術の中心として、豊かな教養をはぐくむとともに、深く専門の学芸を教育研究し、地域社会や国際社会の発展に寄与し得る創造力を持つ人間性豊かな人材の育成に努めるとともに、学術的な新知見を国内外に発信して地域の活性化と我が国の発展、ひいては世界人類の幸せに貢献することを目的とする。

(学部)

第2条 本学に、国際商経学部、社会情報科学部、工学部、理学部、環境人間学部及び看護学部を置く。

2 学部の学科及び定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
国 際 商 経 学 部	国 際 商 経 学 科	360	1,440
社 会 情 報 科 学 部	社 会 情 報 科 学 科	100	400
工 学 部	電 気 電 子 情 報 工 学 科	126	504
	機 械 ・ 材 料 工 学 科	126	504
	応 用 化 学 工 学 科	100	400
	小 計	352	1,408
理 学 部	物 質 科 学 科	90	360
	生 命 科 学 科	85	340
	小 計	175	700
環 境 人 間 学 部	環 境 人 間 学 科 (うち食環境栄養課程)	205 (40)	820 (160)
看 護 学 部	看 護 学 科	105	420
計		1,297	5,188

3 学部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、学部規程で定める。

(大学院)

第3条 本学に大学院を置く。大学院の学則は、別にこれを定める。

(職員組織)

第4条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び職員を置く。

## 第2章 学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、国際商経学部国際商経学科の外国人留学生（外国人留学生選抜により入学する者。以下、「外国人留学生選抜入学者」という。）にあっては学年は、9月20日に始まり、翌年9月19日に終わる。

(学期)

第6条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、国際商経学部国際商経学科グローバルビジネスコースの学年は、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月19日まで

秋学期 9月20日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日

(3) 春季休業 4月1日から4月6日まで

(4) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月25日から翌年1月4日まで

2 学長は、前項の休業日のほか、臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、学部の事情により特に必要があると認める場合は、学部長の申し出に基づき、当該学部に関し、第1項の休業日を変更することができる。

4 学長は、前項に規定するもののほか、特に必要があると認める場合は、第1項の休業日を臨時に変更することができる。

(修業年限)

第8条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第9条 学部の在学年限は、8年を超えることはできない。ただし、編入学により入学した者は、第23条に規定する在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

### 第3章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第10条 教育課程は、本学の教育上の目標を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

(副専攻)

第10条の2 前条により編成する教育課程として、特定の分野または課題の授業科目で構成する副専攻を設置し、その学習成果を認定することができる。

2 副専攻に関して必要な事項は別に定める。

(授業科目及び授業の方法)

第10条の3 授業科目の区分は、全学共通科目、専門基礎科目（専門関連科目）、専門教育科目及び教職課程科目とする。

2 全学共通科目は、総合教育機構長の下、全学が協力して開設する。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

4 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

5 前4項に規定するもののほか、授業科目及び授業の方法に関して必要な事項は、学部規程で定める。

(単位の計算)

第11条 授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学

修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、学部規程が定める時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部規程で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部規程で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
  - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、全学共通科目については、次の基準により単位を計算するものとする。
- (1) 講義（基礎ゼミナールを含む。）については、15時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 外国語、演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 実験、実習、実技については、45時間の授業をもって1単位とする。
  - (4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前3号に規定する基準を考慮して総合教育機構が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して、単位数を学部規程で定めることができる。

#### （単位の授与）

第12条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

#### （成績の評価）

第13条 授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、合格・不合格又は認定をもって表すことが適切と認められる授業科目については、学部規程で定めることにより、合格・不合格又は認定で表すことができる。

#### （他大学等における履修等）

第14条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学（短期大学を除く。以下同じ。）、短期大学、高等専門学校その他別に定める機関（以下これらを「大学等」という。）と本学との協定に基づき、教授会の意見を聴いた上で、学生に当該大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により、学生が、履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、第1項の協定に定めるもののほか、別に定める。

#### （入学前の既修得単位の認定及び修業年限の通算）

第15条 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴いた上で、学生が、本学に入学する前に本学、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により他の大学又は短期大学において履修した授業科目に関し本学において修得したものとみなす単位数は、前条第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 第1項に定めるもののうち、学生が第37条で定める科目等履修生として修得した単位について、本学に入学した後に修得したものとみなすときは、教授会の意見を聴いた上で、修得した単位数その他の事

項を勘案して修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の二分の一を超えてはならない。

4 前3項に関して必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条 学長は、学生が、職業を有している等の事情により、第8条の規定にかかわらず修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(教育課程及び履修方法に関する学部規程への委任)

第17条 この章に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数及び履修方法については、学部規程の定めるところによる。この場合において、全学共通科目に関しこれらの事項を定めるときは、総合教育機構長と協議しなければならない。

**第4章 入学、編入学、転学、転学部、転学科及び卒業**

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 各学部は、第5条及び前項の規定にかかわらず、教育上支障がないと認められる場合に限り、入学の時期を後期の始めとすることができる。

(入学資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、本学に編入学を希望する者に係る入学資格については、学部規程で定める。

(入学志願の手続)

第20条 入学志願者は、本学の指定する入学願書その他の書類を定められた期日までに提出しなければならない。

2 前項の必要書類及び期日は、学生募集時にこれを指示する。

3 入学志願者は、必要書類に添えて入学考査料を納付しなければならない。

#### (入学許可)

第21条 学長は、入学志願者に対し、別に定めるところにより入学者の選抜を行い、教授会の意見を聴いた上で、合格者を決定する。

2 学長は、前項による合格者のうち、指定の期日までに入学手続に関する書類を添えて入学料を納付した者に入学を許可する。

#### (入学許可の取消)

第22条 学長は、前条の規定により入学を許可した者が次の各号に該当するときは、第1号に該当する場合を除き教授会の意見を聴いた上で、当該入学許可を取り消すものとする。

- (1) 入学の辞退を申し出たとき
- (2) 入学資格を満たしていないと認めるとき
- (3) 入学者の選抜において不正があったと認めるとき

#### (編入学者の在学すべき年数等)

第23条 編入学により入学した者の在学すべき年数、既に履修した授業科目及び単位数等の取扱いについては、教授会の意見を聴いた上で、学長が決定する。

2 前項に規定するもののほか、編入学に関して必要な事項は、別に定める。

#### (転学)

第24条 学生は、他の大学に転学を希望するときは、学長の許可を得なければならない。

2 学長は、他の大学の学生で本学に転学を希望する者については、教授会の意見を聴いた上で、相当年次に転学を許可することがある。

3 前2項に規定するもののほか、転学に関して必要な事項は、別に定める。

#### (転学部)

第25条 学生が、転学部を希望する旨を申し出たときは、学長は、当該学生の所属学部及び志望学部の教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、転学部に関して必要な事項は、別に定める。

#### (転学科)

第26条 学長は、学生が、他の学科に転学科を希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、転学科に関して必要な事項は、別に定める。

#### (留学)

第27条 学生は、本学との協定に基づく外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第8条の修業年限に算入することができる。

3 第14条の規定は、留学について準用する。

#### (卒業認定)

第28条 学長は、本学に4年（編入学により入学した者については、第23条に規定する在学すべき年数）以上在学し、学部規程に従って卒業所要単位以上を修得した者について、教授会の意見を聴いた上で、卒業を認定する。

2 学長は、本学に3年以上在学し、学部規程に従って卒業所要単位以上を優秀な成績で修得した者について、その願い出に基づき、教授会の意見を聴いた上で、卒業を認定することができる。

#### (学位)

第29条 学長は、本学を卒業した者について、学士の学位を授与する。

2 学位の授与については、別に定める。

## 第5章 休学、復学、退学、除籍及び再入学

### (休学及び復学)

第30条 学生は、病気・事故等やむを得ない事情により3箇月以上修学することができないときは、必要書類を添えて学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気のため修学が適当でない学生については、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の事情があると認められたときは、更に1年の範囲内で延長を許可することができる。

4 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

5 休学期間は、在学期間に算入しない。

6 学生は、休学期間中にその該当事由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

7 前各項に規定するもののほか、休学及び復学に関して必要な事項は、別に定める。

### (退学)

第31条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

### (除籍)

第32条 学長は、学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の意見を聴いた上で、これを除籍することができる。

(1) 第30条第4項に定める休学期間を超える者

(2) 病気その他の理由のため、成業の見込みのない者

(3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなおその納付がない者

(4) 定められた在学期間を超える者

### (再入学)

第33条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者が、再入学を願い出たときは、教授会の意見を聴いた上で、第21条の規定による許可をすることができる。

(1) 第31条の規定により本学を退学した者

(2) 前条第1号から第3号までのいずれかの規定により除籍された者

2 前項に規定するもののほか、再入学に関して必要な事項は、別に定める。

## 第6章 賞 罰

### (表彰)

第34条 学長は、表彰に値する行為があった学生を、教育研究審議会の議を経て表彰することができる。

### (懲戒)

第35条 学長は、本学則その他学生に関する諸規程に反し、又は学生としての本分に反した行為のある者を、教育研究審議会の議を経て懲戒することができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な事由がなく、修業の実のない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 前3項に規定するもののほか、懲戒に関して必要な事項は、別に定める。

## 第7章 学 生 寮

### (学生寮)

第36条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮の位置は、神戸市西区学園西町及びたつの市新宮町光都とする。

3 学生寮について必要な事項は、別に定める。

## 第8章 科目等履修生等

### (科目等履修生)

第37条 学長は、授業科目につき履修を願い出る者があるときは、教授会（全学共通科目の履修を願い出る者にあつては総合教育機構長を含む。）の意見を聴いた上で、これを科目等履修生として許可することができる。ただし、全学共通科目の履修を願い出る科目等履修生の選考については、総合教育機構長と協議しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

### (特別聴講生)

第38条 学長は、他の大学等との協定に基づき、他の大学等の学生で本学の授業科目を履修しようとする者について、教授会の意見を聴いた上で、これを特別聴講生として、許可することができる。

2 前項の協定に定めるもののほか、特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

### (聴講生)

第39条 学長は、授業科目につき聴講を願い出る者があるときは、教授会（全学共通科目の聴講を願い出る者にあつては総合教育機構長を含む。）の意見を聴いた上で、これを聴講生として許可することができる。ただし、全学共通科目の聴講を願い出る聴講生の選考については、総合教育機構長と協議しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

### (研究生)

第40条 学長は、特定の事項について研究を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを研究生として許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、研究生に関して必要な事項は、別に定める。

### (研修員)

第41条 学長は、大学又はその他の団体から特定事項の研究のため、その所属の職員の派遣について願い出があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを研修員として許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、研修員に関して必要な事項は、別に定める。

### (規定の準用)

第42条 この章に定めるもののほか、学則のうち必要な規定は、科目等履修生、特別聴講生、聴講生、研究生及び研修員について準用する。

## 第9章 外国人留学生

### (外国人留学生)

第43条 学長は、外国人で留学のため、本学へ入学を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを外国人留学生として許可することができる。

2 この章に定めるもののほか、学則のうち必要な規定は、外国人留学生について準用する。

## 第10章 公開講座

### (公開講座)

第44条 県民の教養を高めるとともに、広く文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

## 第11章 授業料及び入学料等

### (授業料及び入学料等)

第45条 授業料、入学考査料、入学料、研修料、公開講座受講料（以下「授業料等」という。）の額並びに徴収に関しては、別に定める。

- 2 休学を許可された者に対しては、別に定めるところにより、休学期間の授業料を免除する。
- 3 特別の理由があると認められる者は、別に定めるところにより、授業料等の全部又は一部の免除を申請することができる。

## 第12章 雑 則

### (補則)

第46条 この学則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成27年2月4日改正)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成27年2月12日改正)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成27年9月30日改正)

この学則は、平成27年10月1日から施行する。

### 附 則 (平成28年5月11日改正)

### (施行期日)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 平成29年度から平成31年度における環境人間学部環境人間学科及び看護学部看護学科並びに全学部の計の入学定員及び3年次編入学定員並びに収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科		平成29年度	平成30年度	平成31年度
環境人間学部	環境人間学部 (うち食環境栄養課程)	入 学 定 員	205	205	205
			(40)	(40)	(40)
		3年次編入学定員	-	-	-
			-	-	-
		収 容 定 員	810	810	815
			(150)	(150)	(155)
看護学部	看護学科	入 学 定 員	105	105	105
		3年次編入学定員	-	-	-
		収 容 定 員	415	410	415
全学部の計		入 学 定 員	1,267	1,267	1,267
		3年次編入学定員	-	-	-
		収 容 定 員	5,053	5,048	5,058

### 附 則 (平成30年12月5日改正)

### (施行期日)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 経済学部国際経済学科及び応用経済学科並びに経営学部組織経営学科及び事業創造学科は、第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しな

くなる日までの間、存続するものとする。

- 3 平成31年度から平成33年度における経済学部国際経済学科及び応用経済学科、経営学部組織経営学科及び事業創造学科、国際商経学部国際商経学科、社会情報科学部社会情報科学科並びに全学部の計の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成31年度	平成32年度	平成33年度
経 済 学 部	国 際 経 済 学 科	300	200	100
	応 用 経 済 学 科	300	200	100
経 営 学 部	組 織 経 営 学 科	390	260	130
	事 業 創 造 学 科	300	200	100
国 際 商 経 学 部	国 際 商 経 学 科	360	720	1,080
社 会 情 報 学 部	社 会 情 報 学 科	100	200	300
全学部の計		5,098	5,128	5,158

附 則（平成31年1月9日改正）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成30年度以前に入学した者の授業科目及び授業の方法については、第10条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成30年度以前に入学した者の成績の評価については、第13条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年2月5日改正）

（施行期日）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月2日改正）

（施行期日）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

## 2 兵庫県立大学看護学部規程

### 平成25年兵庫県立大学看護学部規程第1号

#### 兵庫県立大学看護学部規程

##### (趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学則（平成25年法人規程第75号。以下「学則」という。）に基づき、兵庫県立大学看護学部（以下「本学部」という。）の教育課程及び履修方法等に関して必要な事項について定めるものとする。

##### (専決事項の規定)

第2条 兵庫県公立大学法人決裁規程（平成25年法人規程第6号）第5条に規定する専決事項として看護学部長（以下「学部長」という。）が専決するものについて、この規程においては、学部長が許可又は決定を行うものとして規定する。

##### (教育研究上の目的)

第3条 本学部は、豊かな人間性の形成により生命の尊厳を基調とした倫理観を身につけ、社会の人々に信頼される高い看護の専門的知識・実践力を有し、地域や国際社会の保健・医療・福祉の課題に柔軟に対応できる看護職の育成を目的とする。

##### (授業科目)

第4条 授業科目は、全学共通科目、専門関連科目、専門教育科目及び教職課程科目とする。

##### (全学共通科目)

第5条 全学共通科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第1に定めるところによる。

##### (専門関連科目)

第6条 専門関連科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第2に定めるところによる。

##### (専門教育科目)

第7条 専門教育科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第3に定めるところによる。

2 専門教育科目のうち、先修条件に示す対象科目については、履修に先立って指定された授業科目の単位を修得しなければならない。

##### (教職課程科目)

第8条 教職課程科目に係る授業科目、単位数、その他履修に関する事項は、別表第4に定めるところによる。

##### (単位の計算)

第9条 学則第11条第1項第1号及び第2号の規定による専門関連科目、専門教育科目及び教職課程科目の単位の計算については、次の基準のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習、実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

##### (履修方法)

第10条 学生は、履修しようとする授業科目について、毎学年の所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

2 履修登録は次の各号の規定を遵守のうえ、行わなければならない。

- (1) 同一科目が複数のクラスに分かれて開講されている場合は、指定されたクラスで履修しなければならない。
  - (2) 既に単位を修得した授業科目は、再び履修することはできない。
  - (3) 履修登録後は、原則、授業科目を変更することはできない。
  - (4) 履修登録取消期間中は、必修科目を除いて、履修登録した授業科目を取り消すことができる。
- 3 各学年において履修登録できる科目の単位数は、前期28単位、後期28単位を超えないものとする。ただし、集中講義科目、助産師養成課程科目、教職関連科目、単位互換科目、他学部科目及び副専攻科目のうち副専攻履修生のみが受けられる科目については、この限りではない。

#### (他学部の授業科目の履修)

第11条 学生は、他学部の授業科目の履修をしようとするときは、他学部授業科目履修許可願（様式第1号）を学務所管課に提出し、学部長の許可を得なければならない。

- 2 学部長は、前項の規定により、他学部の授業科目の履修に係る許可をする場合にあっては、関係学部長に協議しなければならない。
- 3 第1項の規定により、履修した授業科目のうち、学部長が相当と認めるものについては、教授会の意見を聴いた上で、卒業所要単位数に算入することができる。

#### (他大学等における修得単位の認定)

第12条 学部長は、学則第14条及び兵庫県立大学他大学等における授業科目の履修規程に基づき認定した単位数を別表第1から別表第3に定める卒業所要単位数に算入することができる。

#### (入学前の既修得単位の認定及び修業年限の通算)

第13条 学部長は、学則第15条第1項の規定による既修得単位の認定について、教授会の意見を聴いた上で決定する。

- 2 前項の規定により認定することができる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、学則第14条第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項の規定により認定された単位数は、別表第1から別表第3までに定める卒業所要単位数に算入することができる。
- 4 第1項に定めるもののうち、学生が学則第37条で定める科目等履修生として修得した単位について、本学に入学した後に修得したものとみなすときは、教授会の意見を聴いた上で、修得した単位数その他の事項を勘案して修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の二分の一を超えてはならない。

#### (転学)

第14条 学則第24条第1項の規定により、他の大学に転学を希望する者は、所定の期日までに転学許可願を学務所管課に提出しなければならない。

- 2 学則第24条第2項の規定により、本学部に転学を希望する者は、所定の期日までに転学許可願を学務所管課に提出しなければならない。

#### (転学部)

第15条 他学部に転学部を希望する者は、所定の期日までに転学部許可願を学務所管課に提出しなければならない。

#### (転学部の出願資格、受入年次及び既修得単位の扱い)

第16条 本学部への転学部を志望する者がいるときは、学部長は、教授会の意見を聴いた上で、選考し、許可することができる。

- 2 本学部への転学部に係る許可の要件は、在学年限を4年以上有し、他学部において62単位以上を修得

していることとする。

- 3 転学部を受入年次については、教授会の意見を聴いた上で、学部長が決定する。
- 4 転学部を許可された者の既修得単位については、教授会の意見を聴いた上で、学部長が60単位を超えない範囲で本学部において修得したものとみなすことができる。

#### (試験)

第17条 授業科目の評価は、原則として試験により行う。ただし、試験以外による評価が適当と判断される場合には、他の評価方法をもってこれに代えることができる。

- 2 試験は原則として前期末と後期末に行う。
- 3 学生は、第10条により履修手続きした授業科目についてのみ、試験を受けることができる。
- 4 出席時間数が当該授業科目の全時間数の3分の2に満たない者は、原則として受験を認めない。
- 5 不合格者に対する再試験は行わない。

#### (成績)

第18条 授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して次の基準により評価する。

- (1) 成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。
- (2) 合格した科目には所定の単位を与える。
- (3) 合格した科目の成績は、S、A、B及びCの評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

評 語	区 分	評 価 の 基 準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上70点未満	到達目標を最低限達成できている成績

- 2 合格した科目については、再評価しない。
- 3 休学期間中に開講されている科目については、その単位を認めない。
- 4 単位互換・他大学・英語海外研修・中国語海外研修・グローバルプロジェクト入門の評価は認定をもって表す。

#### (再履修及び再受験科目)

第19条 試験に合格しなかった者又は試験を受けなかった者が、翌年度においてその授業科目につき単位を修得しようとするときは、改めて履修登録を行い、原則として履修しなければならない。ただし、授業科目によって翌年度以降にその試験のみを受け、それに合格することによって当該科目の単位を認めることがある（以下、この授業科目を「再受験科目」という。）。

- 2 再受験科目の取り扱いをする授業科目は、毎年度の初めにこれを示す。

#### (卒業)

第20条 学生は、卒業するためには、別表第1から別表第3までに定める卒業所要単位数以上を修得しなければならない。

#### (養護教諭一種免許状授与の所要資格の取得)

第21条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による養護教諭一種免許状を取得しようとする者は、同法及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令27号）に基づき、前条に規定するもののほか、第8条に定める教職課程科目単位を修得しなければならない。

#### (助産師国家試験受験資格の取得)

第22条 助産師国家試験受験資格を取得しようとする者は、第20条に規定するもののほか、別表第5に定

める助産師養成課程科目単位を修得しなければならない。

(補則)

第23条 この規程に定めるもののほか、履修方法については、看護学部で別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に当該学部に進学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成25年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、公立大学法人兵庫県立大学の設立に伴い廃止された兵庫県立大学看護学部規則（兵庫県立大学看護学部規程第1号）の規定の例による。
- 3 前項に規定する者に対して、新たな授業科目を履修させる必要が生じた場合の取扱いについては、教授会が定める。

附 則（平成26年2月18日改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年度の入学者については、従前の定めるところによる。
- 3 平成25年度の入学者が新規程の科目、単位を履修した場合は、旧規程の科目、単位を修得したものとみなす。

附 則（平成27年3月18日改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 改正後の別表は、この規程の施行日以後に入学した者に適用し、平成25年度及び平成26年度の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則（平成28年3月16日改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 第11条の3は、平成28年度入学生より適用する。
- 2 別表第2に定める「コミュニティー・プランナー実践論」「コミュニティー・プランナー・フィールドワーク演習」については平成26年度入学者より備考欄を適用する。

附 則（平成28年10月19日改正）

附 則（平成29年2月15日改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 改正後の別表は、平成29年度入学者より適用する。

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 改正後の別表は、平成30年度入学者より適用する。

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 改正後の別表は、平成31年度入学者より適用する。
- 2 第4条の規程に関わらず、平成29年度以前に入学した学生にあつては、授業科目は、全学共通科目、専門関連科目、専門教育科目、教職課程科目及び防災教育科目とする。
- 3 平成30年度以前に入学した者の成績については、第18条第1項第3号の規定に関わらず、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 改正後の別表は、平成31年度入学者より適用する。ただし別表1については、令和2年度入学者より適用する。
- 2 平成30年度以前に入学した者の履修方法については、第10条第2項(3)(4)の規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月2日改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 改正後の別表は平成31年度入学者より適用する。ただし、別表1については、令和3年度の入学者より適用する。
- 2 令和2年度以前に入学した者の履修方法について、第12条第4項の規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月21日改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月21日から施行する。

(経過措置)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月16日改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 改正後の別表は令和4年度入学者より適用する。
- 2 令和3年度以前に入学した者の履修方法については、第10条第3項の規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月15日改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 改正後の別表は令和5年度入学者より適用する。
- 2 令和4年度以前に入学した者の履修方法については、第10条第3項の規程に関わらず、なお従前の例による。

別表第1 (第5条関係)

1 全学共通科目

区 分	授 業 科 目 の 名 称		開 講 年 次	単 位 数		備 考
				必 修	選 択	
自主自律 支援科目	基 礎 ゼミナール	基礎ゼミナール1	1	1		「基礎ゼミナール1」を修得しておくこと
		基礎ゼミナール2	1	1		
	キャリア形成 支援科目	キャリアデザイン入門	1~4		2	
グ ロ ー バ ル 化 時 代 の ア カ デ ミ ッ ク ス キ ル 科 目	英 語	【英語コア科目】				英語コア科目及び選択英語科目より6単位 選択必修  英語コア科目は1年次に 必ず受講する
		Reading and Discussion 1	1	1		
		Reading and Discussion 2	1	1		
		Listening and Speaking 1	1	1		
		Listening and Speaking 2	1	1		
		Writing 1	1	1		
		Writing 2	1	1		
	語	【選択英語科目】				
		Intensive English (TOEIC) 初級、中級、上級	1~4		各1	
		Intensive English (TOEFL)	1~4		1	
		上級リーディング	2~4		1	
		原書リーディング	2~4		1	
		英語海外研修	1~4		2	
		英語実習	1		1	副専攻のグローバルリーダー教育プログラムの科目 〃
	英語表現	1		1	〃	
外 国 語	中国語1	1~4		1		
	中国語2	1~4		1		
	フランス語1	1~4		1		
	フランス語2	1~4		1		
	ドイツ語1	1~4		1		
	ドイツ語2	1~4		1		
	スペイン語1	1~4		1		
	スペイン語2	1~4		1		
	韓国・朝鮮語1	1~4		1		
	韓国・朝鮮語2	1~4		1		
	日本語・日本文化1	1~4		1		
	日本語・日本文化2	1~4		1		
	中国語海外研修	1~4		2		
統計・情報	データサイエンス入門	1		2		
	情報処理応用	1		2		
グローバル化時代のアカデミックスキル科目 卒業所要単位						8単位以上修得

区 分		授 業 科 目 の 名 称	開 講 年 次	単 位 数		備 考		
				必 修	選 択			
教 養 教 育 科 目	人 間 文 化	哲学概論	1～4		2	人と文化から2単位以上を修得		
		論理学	1～4		2			
		倫理学概論	1～4		2			
		心理学	1～4		2			
		認知行動心理学	1～4		2			
		世界文学	1～4		2			
		日本文学	1～4		2			
		教育学	1～4		2			
		日本史	1～4		2			
		東洋史	1～4		2			
		環境芸術論	1～4		2			
		芸術学	1～4		2			
		文化人類学	1～4		2			
		Japanese Literature	1～4		2		講義は英語で行う	
		World Literature	1～4		2		講義は英語で行う	
	Cultural Anthropology	1～4		2	講義は英語で行う			
	性 基 盤 教 育 科 目	人 社 会	法学	1～4		2	人と社会から2単位以上を修得	
			政治学	1～4		2		
			社会学	1～4		2		
			男女共同参画社会	1～4		2		
			経済学	1～4		2		
			日本国憲法	1～4		2		
			自然地理学	1～4		2		
			ひょうごの子育て支援	1～4		2		
			情報技術と現代社会	1～4		2		
			Law	1～4		2		講義は英語で行う
			Gender Studies	1～4		2		講義は英語で行う
			Sociology	1～4		2		講義は英語で行う
	自 然 科 目	人 自 然	医療と工学のフロンティア	1～4		2	人と自然から2単位以上を修得	
			自然科学概論	1～4		2		
			生命倫理	2～4		2		
			生命概論	1～4		2		
			ライフサイエンス論	1～4		2		
数学			1～4		2			
統計学			1～4		2			
放射光科学のフロンティア			1～4		2			
生命科学入門			1～4		2			
Nature and Life			1～4		2	講義は英語で行う		
Statistics		1～4		2	講義は英語で行う			
物理学と科学的論理思考		1～4		2				
人 と 健 康		人 と 健 康	健康・スポーツ科学演習1	1～4		1		
			健康・スポーツ科学演習2	1～4		1		
			ヒューマンヘルスサイエンス	1～4		2		
ひょうご県大特色科目	地 域 課 題 探 究 科 目	ひょうご地域課題概論	1		2	「ひょうご県大特色科目」は「地域課題探究科目」「グローバル教育科目」「防災教育科目」の3分野のうち2分野から合計4単位以上修得		
		地域創造論Ⅰ	1		2			
		地域創造論Ⅱ	1～4		2			
		兵庫県行政	1～4		2			
		地域プロジェクト概論	1～4		2			
		地域社会とマネジメント	1～4		2			

区分	授業科目の名称	開講年次	単位数		備考		
			必修	選択			
教 養 教 育 科 目	地 域 課 題 探 究 科 目	地域社会と健康	1～4		2		
		地域気候と住環境	1～4		2		
		地域資源マネジメント概論	1～4		2		
		兵庫の里山	1～4		2		
		ジオパークと地域	1～4		2		
		共生博物学	1～4		2		
		緑景観マネジメント論	1～4		2		
		地域資源フィールドワーク（田園生態系の保全と再生）	3～4		2		
		地域資源フィールドワーク（ジオパークの地質と文化）	3～4		2		
		Intoroduction to Regional Project	1～4		2	講義は英語で行う	
		Intoroduction to Community Planner	1～4		2	講義は英語で行う	
		副専攻の地域創生人材教育プログラムの科目					
		フィールドワーク基礎技術論	1		2	〃	
		フィールドワーク基礎技術演習	1		2	〃	
	地域プロジェクト実践論	2		2	〃		
	地域プロジェクト演習	2		2	〃		
	ひ よ う ご 県 大 特 色 科 目	グ ロ ー バ ル 教 育 科 目	比較文化論	1～4		2	「ひょうご県大特色科目」は「地域課題探究科目」「グローバル教育科目」「防災教育科目」の3分野のうち2分野から合計4単位以上修得
			国際関係論入門	1～4		2	
			現代の経営問題	1～4		2	
			文章表現論	1～4		2	
			多文化社会論	1～4		2	
			宗教概論	1～4		2	
			日本文化論	1～4		2	
			グローバルリーダー入門	1～4		2	
			グローバルヒストリー	1～4		2	
			グローバル市民社会論	1～4		2	
			Comparative Culture	1～4		2	
History of Japanese Thought			1～4		2	講義は英語で行う	
副専攻のグローバルリーダー教育プログラムの科目							
グローバル教養概論	1		2	〃			
グローバルプロジェクト入門（海外）(A)	1～4		2	〃 } (A)または(B)どちらか一方のみ履修可			
グローバルプロジェクト入門（海外）(B)	2～4		2				
グローバル社会を学ぶ	1		2	〃			
日本の思想と文化を学ぶ	1		2	〃			
先端科学を学ぶ	1		2	〃			
防 災 教 育 科 目	防 災 教 育 科 目	地球の営みと災害	1～4		2	「ひょうご県大特色科目」は「地域課題探究科目」「グローバル教育科目」「防災教育科目」の3分野のうち2分野から合計4単位以上修得	
		兵庫の歴史と自然災害史	1～4		2		
		生活と防災	1～4		2		
		社会特性と減災復興	1～4		2		
		災害支援とボランティア	1～4		2		
		Disaster Resilience and Social Innovation	1～4		2		講義は英語で行う（東地区のみ開講）
教養教育科目 卒業所要単位					12単位以上修得		
全学共通科目 卒業所要単位					26単位以上修得		

## 2 先修条件

対象科目名	条件（履修すべき科目等）
基礎ゼミナール2	「基礎ゼミナール1」を修得しておくこと。

### 履修上の注意

- (1) 「グローバル化時代のアカデミックスキル科目」の「英語」のうち「Reading and Discussion 1・2」「Listening and Speaking 1・2」「Writing 1・2」は1年次に必ず受講すること。英語コア科目及び選択英語科目より6単位以上修得しなければならない。
- (2) 「教養教育科目」は12単位以上修得しなければならない。ただし、「人間性の基盤教育科目」は「人と文化」「人と社会」「人と自然」の各分野からそれぞれ2単位以上修得しなければならない。また、「ひょうご県大特色科目」は「地域課題探究科目」「グローバル教育科目」「防災教育科目」の3分野のうち2分野から合計4単位以上修得しなければならない。

別表第2（第6条関係）

【専門関連科目】

区分	科目名	開講年次	単位数		備考	
			必修	選択		
専門 関連 科目	専門 関連 科目 I	コミュニケーション論	1		2	10単位以上修得 ただし、※印の科目は 1科目2単位まで卒業 所要単位に算入するこ とができる。
		発達と心理	1		2	
		グローバルヘルス	1		2	
		体力科学論	2		2	
		生命論	3		2	
		ケア文化論英語演習	3		2	
		総合ゼミ	4		2	
		Health Care Communication※	2		2	
		災害と人と健康※	2		2	
		災害リスクマネジメント※	2		2	
	専門 関連 科目 II	薬理学	2	2		
		疾病論（内科学）	2	2		
		疾病論（外科学）	2	2		
		精神障害論	2	1		
		社会福祉・社会保障論	2	2		
		健康と生活を支える制度と施策	2	1		
		保健統計	2	2		
		疾病論（小児科学）	2	1		
		疾病論（女性医学）	3	1		
		保健医療福祉論	3	2		
疫学	3	2				
環境衛生学概論	3	2				
専門関連科目 卒業所要単位					30単位以上修得	

別表第3 (第7条関係)

1 専門教育科目

区分	科目名	開講年次	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	看護学概論	1	2		
	コミュニティヘルスケア実習	1	1		
	生活援助論	1	2		
	形態機能学Ⅰ	1	2		
	形態機能学Ⅱ	1	2		
	代謝機能学	1	1		
	老年看護概論	1	1		
	生活援助論演習Ⅰ	1	1		
	生活援助論演習Ⅱ	2	1		
	臨床遺伝看護学	2	1		
	治療看護論Ⅰ	2	2		
	治療看護論Ⅱ	2	2		
	治療看護論演習	2	1		
	臨床栄養学	2	1		
	感染免疫学	2	1		
	看護病態学	2	2		
	老年生活看護論	2	1		
	精神健康看護論	2	1		
	在宅看護論	2	1		
	コミュニティ・公衆衛生看護概論	2	2		
	クリニカル看護実習	2	2		
	生体機能学演習	2	1		
	看護病態学演習	2	1		
	成人看護概論	2	1		
	成人健康看護論(急性)	2	1		
	女性健康看護論	2	1		
	小児発達・生活看護論	2	1		
	家族看護論	2	1		
	看護情報学	2	1		
	母性健康看護論	2	1		
	精神障害看護論	2	1		
	在宅看護活動論	2	1		
	看護組織論	3	2		
看護研究	3	2			
成人健康看護論(慢性)	3	1			
老年健康看護論	3	1			
小児健康看護論	3	1			
在宅援助技術論	3	1			
コミュニティ・公衆衛生看護活動論	3	2			
コミュニティ・公衆衛生看護技術演習	3	1			
小児看護実践論	3	1			

区分	科目名	開講年次	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	母性看護援助論	3	1		
	精神看護援助論	3	1		
	生涯広域健康看護実習（成人／老人）	3	4		
	生涯広域健康看護実習（母性）	3	2		
	生涯広域健康看護実習（小児）	3	2		
	生涯広域健康看護実習（精神）	3	2		
	生涯広域健康看護実習（地域）	3	2		
	生涯広域健康看護実習（在宅）	3	2		
	統合看護実習	4	4		
	実践研究	4	4		
	看護倫理	4	1		
	看護理論	4	1		
	災害看護論	4	2		
	World Nursing Issue	4		2	
	学校保健	2		2	
	養護概説	3		2	
	学校における健康相談	3		2	
	基礎助産論	3		1	
	助産管理	4		2	
	助産診断技術論Ⅰ	4		2	
助産診断技術論Ⅱ	4		2		
助産診断技術論演習	4		2		
助産実習	4		8		
専門教育科目 卒業所要単位					81単位以上修得
卒業所要単位合計					137単位以上修得

## 2 先修条件

対象科目名	条件（修得すべき科目等）
クリニカル看護実習	「コミュニティヘルスケア実習」を修得しておくこと。
生涯広域健康看護実習	「クリニカル看護実習」を修得しておくこと。
統合看護実習 実践研究	「3年次までの実習科目」をすべて修得しており、かつ「3年次までの実習科目」以外の必修科目の未修得が2科目以内であること。

別表第4（第8条関係）

1 養護に関する科目

必修48単位

教育職員免許法施行規則に定める科目区分 免許状取得に必要な最低単位数		左記に対応する開設授業科目		備考
科目区分	単位数	授業科目	単位数	
衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	環境衛生学概論	2	6単位を修得
		疫学	2	
		保健医療福祉論	2	
学校保健	2	学校保健	2	
養護概説	2	養護概説	2	
健康相談活動の理論及び方法	2	学校における健康相談	2	
栄養学（食品学を含む。）	2	代謝機能学	1	3単位を修得
		臨床遺伝看護学	1	
		臨床栄養学	1	
解剖学及び生理学	2	形態機能学Ⅰ	2	5単位を修得
		形態機能学Ⅱ	2	
		生体機能学演習	1	
微生物学、免疫学、薬理概論	2	感染免疫学	1	6単位を修得
		薬理学	2	
		看護病態学	2	
		看護病態学演習	1	
精神保健	2	精神健康看護論	1	2単位を修得
		精神障害論	1	
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	看護学概論	2	20単位を修得
		生活援助論	2	
		生活援助論演習Ⅰ	1	
		生活援助論演習Ⅱ	1	
		クリニカル看護実習	2	
		疾病論（小児科学）	1	
		小児看護実践論	1	
		女性健康看護論	1	
		在宅看護論	1	
		在宅援助技術論	1	
		コミュニティ・公衆衛生看護概論	2	
		生涯広域健康看護実習（地域）	2	
		生涯広域健康看護実習（小児）	2	
家族看護論	1			

履修上の注意

養護教諭一種免許状取得には、上記養護に関する32科目・48単位の修得が必要である。ただし、学校保健、養護概説、学校における健康相談の3科目以外は、全て卒業要件として必修の科目である。

また、「看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）」の科目区分における20単位には、教育職員免許法施行規則に定める「養護又は教職に関する科目」として必要な7単位が含まれている。

## 2 教職に関する科目

必修27単位

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目	
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低取得 単位数	授 業 科 目	単位数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教 育 原 論	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教 職 論	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教 育 制 度 論	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教 育 心 理 学	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特 別 支 援 教 育 論	1
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教 育 課 程 論	1
道徳、総合的な学習の時間及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	道 徳 教 育 論	2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		総 合 的 な 学 習 の 指 導 法	1
	生徒指導の理論及び方法		特 別 活 動 論	1
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教 育 方 法 ・ 情 報 通 信 技 術 活 用 論	2
			生 徒 指 導 論	2
教育実践に関する科目	養護実習	5	養 護 実 習	5
	教職実践演習	4	教 職 実 践 演 習	2
自に設定する科目	大学が独自に設定		教 育 実 践 体 験	2

### 履修上の注意

養護教諭一種免許状取得には、上記教職に関する科目15科目の内、「教育実践体験」を除く27単位の修得が必要である。なお、「教育の基礎的理解に関する科目」の最低取得単位数は8単位、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の最低取得単位数は6単位であるものの、教育職員免許法施行規則に定める「各科目に含めることが必要な事項」を満たすためには、全ての開設授業科目の単位修得が必要となる。

### 3 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

必修10単位

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目	
科目	単位	授業科目	単位
日本国憲法	2	日本国憲法	2
体育	2	健康・スポーツ科学演習1 健康・スポーツ科学演習2	1 1
外国語コミュニケーション	2	Reading and Discussion 1 Reading and Discussion 2 Listening and Speaking 1 Listening and Speaking 2 Writing 1 Writing 2	1 1 1 1 1 1
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	2	データサイエンス入門 情報処理応用	2 2

#### 履修上の注意

養護教諭一種免許状取得には、上記教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目にかかわって、10単位の修得が必要である。

ただし、これらの授業科目のうち、データサイエンス入門は卒業要件として必修の科目である。

「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」において修得すべき内容を十分に満たすためには、データサイエンス入門および情報処理応用、4単位の修得が必要である。

別表第5（第21条関係）

【助産師養成課程に関する科目】

必修59単位

保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める科目 ( )は助産師・看護師統合カリキュラムにおける単位数		左記に対応する開設授業科目		備 考
科 目 区 分	単 位 数	授 業 科 目	最低取得 単 位	
基礎助産学	6 (5)	基礎助産論	1	
		健康と生活を支える制度と施策	1	
		コミュニティ・公衆衛生看護概論	2	
		コミュニティ・公衆衛生看護技術演習	1	
		形態機能学Ⅰ	2	
		形態機能学Ⅱ	2	
		臨床遺伝看護学	1	
		看護学概論	2	
		小児発達・生活看護論	1	
		女性健康看護論	1	
		母性健康看護論	1	
		家族看護論	1	
		助産診断・技術学	8 (8)	助産診断技術論Ⅰ
助産診断技術論Ⅱ	2			
助産診断技術論演習	2			
疾病論（女性医学）	1			
疾病論（小児科学）	1			
形態機能学Ⅰ	2			
形態機能学Ⅱ	2			
臨床遺伝看護学	1			
治療看護論Ⅰ	2			
治療看護論演習	1			
治療看護論Ⅱ	2			
看護病態学	2			
精神健康看護論	1			
小児健康看護論	1			
母性健康看護論	1			
小児看護実践論	1			
女性健康看護論	1			
母性看護援助論	1			
地域母子保健	1 (1)	小児発達・生活看護論	1	
		女性健康看護論	1	
		保健医療福祉論	2	
		コミュニティ・公衆衛生看護概論	2	
		コミュニティ・公衆衛生看護活動論	2	
		コミュニティ・公衆衛生看護技術演習	1	
助産管理	2 (2)	助産管理	2	
		健康と生活を支える制度と施策	1	
		災害看護論	2	
		看護組織論	2	
臨地実習 助産学実習	11 (11)	助産実習	8	
		生涯広域健康看護実習（母性）	2	
		生涯広域健康看護実習（地域）	2	
		実践研究（実習）	2	

#### 履修上の注意

助産師国家試験受験資格取得には、前頁助産師養成課程に関する34科目59単位の修得が必要である。ただし、「基礎助産論」、「助産診断技術論Ⅰ」、「助産診断技術論Ⅱ」、「助産診断技術論演習」、「助産管理」、「助産実習」の6科目以外は、全て卒業要件として必要な専門科目である。

### 3 兵庫県立大学GPA制度要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県立大学（以下「本学」という。）のGPA（Grade Point Average）制度に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (目的)

第2条 GPA制度は、学修の状況及び結果を明確化することにより、学生の学習意欲を高め、適切な修学指導に資するとともに、厳格な成績評価を推進し、学びの質を向上させることを目的とする。

#### (GPAの種類・運用)

第3条 GPAは、全学で統一的に運用する全学GPAと、各学部・研究科（以下「学部等」という。）の範囲内で独自に運用する学部・研究科GPA（以下「学部等GPA」という。）に大別する。

2 GPAの運用は、原則としてこの要綱に基づくものとする。

3 学部等GPAは、学部・研究科の独自性を鑑み、この要綱の趣旨・目的に反しない限りにおいて、各学部・研究科長が教授会の意見を聞いたうえで別に定めることができるものとする。ただし、第4条で定めるGPについては別に定めることはできないものとする。

#### (GP)

第4条 学則第13条に基づき各学部・研究科規程で定める成績の評語に与えられるGP（Grade Point）は、次表のとおりとする。

成績の評語		GP
5段階評価	素点	
S	100-90	4.0
A	89-80	3.0
B	79-70	2.0
C	69-60	1.0
D	59-0	0.0

#### (GPAの算出方法)

第5条 各期における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「学期GPA」という。）と、全期間の学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「通算GPA」という。）の計算式は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

#### 2 学期GPAの計算式

学期GPAの計算式は以下のとおりとする。

$$\frac{\text{(当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

#### 3 学年GPAの計算式

学年GPAの計算式は以下のとおりとする。

$$\frac{\text{(当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

#### 4 通算GPAの計算式

通算GPAの計算式は以下のとおりとする。

$$\frac{\text{(在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

##### (GPA対象授業科目)

第6条 GPA対象授業科目は、5段階評語又は素点によって成績認定される授業科目であって、卒業要件に算入できる授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、学部等が設定する履修取消期間中に学生から履修取消の申し出があり履修取消を許可した授業科目は、GPA対象授業科目から除くものとする。

3 学部等は、教育上の理由により、前項に規定による履修取消期間中での取消ができない授業科目を別に定めることができるものとする。

##### (再履修科目の取扱い)

第7条 「D」又は60点未満と評価された授業科目を、のちに再履修した場合、以前の「D」又は60点未満と評価された授業科目は、再履修による評価にかかわらずGPA対象授業科目に含むものとする。

##### (成績証明書への記載)

第8条 学期GPA、学年GPA及び通算GPAは、原則として成績証明書に記載しない。ただし、留学等の目的で、成績証明書提出先からGPAの記載を求められたときはこの限りではない。

##### (成績評価の厳格化)

第9条 GPA制度が的確に運用されるよう、学部等は、授業科目の適切な成績評価の推進について、組織的な取り組みに努めるものとする。

##### (雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、GPA制度に関し必要な事項は、総合教育機構全学教育推進会議の議を経て、教育研究審議会が別に定める。

##### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

平成30年度以前の入学生は、なお従前の定めるところによる。

##### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 4 定期試験を受験できない者に対する処置規程

平成25年兵庫県立大学規程第120号

### 兵庫県立大学定期試験を受験できない者に対する処置規程

#### (目的)

第1条 この規程は、やむを得ない事由により所定の期日に定期試験を受験できなかった者に対する処置について必要な事項を定める。

#### (事由)

第2条 前条に定めるやむを得ない事由は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 病気
- (2) 災害及び不慮の事故
- (3) 父母、配偶者又は子の死亡
- (4) 兄弟姉妹又は祖父母の死亡
- (5) その他前各号に準ずる事由

#### (手続)

第3条 やむを得ない事由のため定期試験を受けることができない者は、原則として定期試験開始までに、学生が所属する学務所管課に連絡し、その後速やかに試験欠席承認願（別記様式）を提出しなければならない。

2 前項の承認願には、病気の場合にあつては医師の診断書、その他の場合にあつては、その事由を証明する書類を提出しなければならない。

3 試験欠席承認願が提出されたときは、試験科目を開講する教員は、その内容を審査し、その結果を学生が所属する学務所管課を通して学生へ連絡するものとする。

#### (成績の評価)

第4条 試験科目を開講する教員は、定期試験を受験できない事由が第2条に該当すると認められた場合、適宜の方法により、成績を評価することができる。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

試験欠席承認願

兵庫県立大学 学部長（研究科長） 様

下記により試験を欠席いたしますので承認願います。

年 月 日

年度入学  
学科名・専攻科名  
学籍番号  
氏 名

記

1 理由（詳しく記載すること。）

2 日時及び科目名等

日 時	科 目 名	担 当 教 員 名
月 日 時限		

3 現住所 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

- 1 病気の場合は、診断書を添付すること。
- 2 病気以外の場合にあつては、その事由を証明する書類を添付すること。

## 5 試験の不正行為に対する処置規程

平成25年兵庫県立大学規程第119号

### 兵庫県立大学試験の不正行為に対する処置規程

#### (目的)

第1条 この規程は、試験の不正行為が行われた場合について、必要な事項を定めるものとする。

#### (不正行為の内容)

第2条 試験の不正行為とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 使用を許されない書籍、ノート、紙片、電子機器を用いること。
- (2) 他人の答案をのぞき見ることその他社会通念上受験者として正当でないと認められる行為をすること。

#### (不正行為の確認・報告)

第3条 試験監督者は、不正行為を確認した場合、直ちに当該行為を実行し又はこれに関与したと疑われる者（以下「対象学生」という。）に対し、その旨を指摘して受験を停止させるとともに、その氏名、所属、連絡先等必要な事項を記録し、答案用紙、使用を許されない書籍その他不正行為に直接関連して使用されたとみられる物品等を預かり、対象学生が所属する学部又は研究科の長（以下「学生所属学部長等」という。）に報告しなければならない。この場合において、試験監督者と当該試験科目を開講している教員（以下「開講教員」という。）が異なる場合であるときは、あわせて開講教員に報告しなければならない。

#### (学生所属学部長等の責務)

第4条 学生所属学部長等は、試験監督者から前条の不正行為の報告を受けたときは、正確な事実を確認するため、遅滞なく対象学生、試験監督者その他の関係者から事情聴取を行い、当該事情聴取の結果認定された事実を記載した事情報告書を作成しなければならない。この場合において、学生所属学部長等が、正確な事実の確認のため必要があると認めるときは、当該不正行為に係る試験科目を開講している学部若しくは研究科の長又は関係する総合教育機構全学共通教育センター副センター長にその調査を依頼することができる。

2 前項の規定により、正確な事実の確認のため調査の依頼を受けた者は、当該依頼に応じるものとする。

3 学生所属学部長等は、学生所属学部長等の教授会又はこれに相当する委員会（以下「学生所属学部教授会等」という。）に第1項に規定する事情報告書に基づき報告しなければならない。この場合において、開講教員が学生所属学部教授会等に属さない教員であるときは、その教員が所属する学部又は研究科の長及び開講教員に当該事情報告書の写しを送付しなければならない。

#### (処置の原則)

第5条 不正行為の事実が、学生所属学部教授会等において確認された場合は、その者の当該学期の全科目及び通年の全科目の単位を無効とする。この場合において、学生所属学部教授会等での審議の結果、必要と認められた場合は、その氏名を公表するものとする。

2 前項に規定するもののほか、特に悪質な不正行為に対しては、兵庫県立大学学則（平成25年法人規程第75号）第35条又は兵庫県立大学大学院学則（平成25年法人規程第76号）第33条の規定に基づき懲戒をするものとする。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 6 兵庫県立大学副専攻規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学則（平成25年法人規程第75号）第10条の2の規定に基づき、副専攻に関し必要な事項を定めるものとする。

(副専攻名等)

第2条 副専攻は、兵庫県立大学全学部共通とし、総合教育機構が設置する。

2 副専攻名及び運営機関は別表第1のとおりとする。

3 副専攻における授与称号は別表第2のとおりとする。

4 各副専攻の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(履修方法等)

第3条 副専攻の履修に係る申請方法、授業科目の種類及び取得しなければならない単位数等は、別に定める。

(修了認定)

第4条 副専攻の修了認定は、運営機関に置くその運営を審議する会議の議を経て、総合教育機構長が行う。

(修了証書の授与)

第5条 学長は、前条により副専攻を修了したと認定された学生に対し、副専攻修了証書を授与する。

2 前項により授与する副専攻修了証書は、様式第1号のとおりとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、副専攻の履修に関し必要な事項は、総合教育機構長が定める。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

副 専 攻 名	運 営 機 関
地域創生人材教育プログラム	地域創造機構
グローバルリーダー教育プログラム	国際交流機構
防災リーダー教育プログラム	総合教育機構

別表第2

副 専 攻 名	授 与 称 号
五国豊穰プログラム	ひょうご学志
地域創生人材教育プログラム	ひょうご学志又はコミュニティ・プランナーアソシエイト
グローバルリーダー教育プログラム	グローバルリーダー
防災リーダー教育プログラム	防災リーダー

様式第1号

第〇〇〇〇〇〇〇号

**兵庫県立大学  
副専攻修了証**

氏 名  
学籍番号

本学が実施する副専攻「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」を修了したことを認め、「〇〇〇〇〇〇〇〇」の称号を授与する

年 月 日

兵庫県立大学

大学  
の印

## 7 他大学等における授業科目の履修規程

平成25年兵庫県立大学規程第107号

### 兵庫県立大学他大学等における授業科目の履修規程

(趣旨)

第1条 兵庫県立大学学則（平成25年法人規程第75号。以下「大学学則」という。）第14条第3項の規定に基づき、他大学等における授業科目の履修に関して必要な事項を定めるものとする。

(他大学等授業科目の履修)

第2条 他大学等の授業科目の履修を願い出る者は、他大学等との協定に基づいて定められた書類を、所定の期日までに学務所管課に提出しなければならない。

(全学共通科目の履修)

第3条 学長は、前条の規定による願い出に係る他大学等の授業科目について、大学学則第14条第2項の規定により本学の全学共通科目を履修したものとみなす場合は、あらかじめ総合教育機構長の意見を聴かなければならない。

(履修期間)

第4条 履修期間については、原則として1年以内とする。

2 前項の規定による履修期間については、本学における在学期間に算入する。

(単位の認定)

第5条 他大学等の授業科目の履修により修得した単位を学則第14条第2項に規定する本学の授業科目を履修したものと願い出る場合は、単位認定申請書に他大学等の成績証明書を添えて学務所管課に提出しなければならない。

2 学長は、前項の規定による願い出があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 8 兵庫県立大学看護学部・地域ケア開発研究所研究倫理委員会規程

### 平成25年兵庫県立大学明石地区規程第7号

#### 看護学部・地域ケア開発研究所研究倫理委員会規程

##### (趣旨・目的)

第1条 看護学部、看護学研究科及び地域ケア開発研究所（以下「学部等」という。）で行われる人を対象とする研究（以下「研究」という。）について、「ヘルシンキ宣言」並びに「看護職の倫理綱領」等の趣旨に沿った倫理的配慮を図ることを目的として看護学部・地域ケア開発研究所研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。なお、国の策定する倫理指針についても十分な配慮を図る。

##### (審議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために次の審議を行う。

- (1) 研究における倫理のあり方に係る基本的事項について調査し、審議を行う。
- (2) 研究等に係る研究計画書の倫理上の審議を行う。

##### (審査)

第3条 委員会は、前条第2号について次のとおり研究者の申請および看護学部長及び地域ケア開発研究所長（以下「学部長等」という。）の委員会への諮問に基づき審査を行う。

ただし、学部長等または委員会が必要と認める時は、研究者から申請のない場合でも審査の対象とする。

##### (1) 審査対象

学部等の教員、大学院学生等が実施する研究とし、他機関から依頼されたものを含む。

##### (2) 申請者

申請者は次のとおりとする。なお、共同研究の場合には、研究責任者が代表して申請する。

- ① 学部等教員
- ② 大学院学生等（指導教員の了解を得て研究者本人が申請する。）
- ③ 学部学生については、これを指導する教員

##### (組織)

第4条 委員会は、学部等教員から選出された委員7名をもって構成する。

2 第2条第2号の審議を行うために委員会のもとに研究倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。審査会は、前項の委員の他、所属機関に属さない委員2名以上を加えた委員で構成する。なお、審査会は(1)自然科学の有識者、(2)人文・社会科学の有識者、(3)一般の立場から意見を述べることのできる者、を含むものとし、(1)から(3)までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。また、委員構成員は男女両性を含むものとする。

3 学部長等は必要に応じて委員会に出席することができるものとする。

##### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

##### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により定め、審査会の委員長を兼ねる。

##### (会議)

第7条 委員会及び審査会（以下「委員会等」という。）は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 審査会は、第4条第2項に定める5名以上の委員の出席、かつ同条同項の(1)から(3)及び男女両性の委

員の出席の要件をすべて満たすことで成立する。

- 4 委員会等の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。ただし、審査会の議決は委員会の議決とみなす。
- 5 審査対象となる研究に関わる委員は出席させないものとし、その数は審査会の構成委員から除く。
- 6 委員会等が必要と認めた場合は、研究の実施責任者又は第三者を出席させ、申請の内容についての説明又は意見を聴くことができる。
- 7 委員会等の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

(公表)

第8条 前条第6項の記録は、委員会等が特に必要であると認めるときは、公表することができる。この場合においては、プライバシーの保護に十分留意するほか、審議記録のうち申請のあった研究に係る部分については、その研究実施責任者の同意を得るものとする。

(事務)

第9条 委員会等の事務は、経営部総務課で処理する。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、看護学部教授会及び地域ケア開発研究所運営委員会の意見を聴いた上で、看護学部長及び地域ケア開発研究所長が行う。

(その他)

第11条 この規程の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に兵庫県立大学看護学部・地域ケア開発研究所研究倫理委員会委員である者は、この規程により選出されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月30日から施行する。

## 9 兵庫県立大学看護学部・地域ケア開発研究所研究倫理委員会運営要領

兵庫県立大学 看護学部・地域ケア開発研究所研究倫理委員会規程第3条に基づく申請等について、必要事項を次のとおり定める。

### 1. 申請の対象となる研究

人を対象とする次の研究

- (1) 研究の対象となる個人又は家族（以下、研究倫理委員会の申請においては「研究協力者」と表記する）の身体的・心理的影響を伴う研究
- (2) 発表される研究結果から研究協力者の名前が特定できる研究
- (3) 本学の学生を対象とした研究
- (4) 病院・診療所等の患者および診療情報又は生体資料を対象とした研究
- (5) 保健事業により得られた検診データ又は生体資料を用いる研究
- (6) 学部学生が企画する研究で、指導教員が研究倫理委員会の審査を必要と判断した場合には、指導教員が申請者となって申請する

### 2. 申請方法

- (1) 申請書：（様式1）および研究計画書
- (2) 申請時期：当該研究を開始する最低1ヶ月前までに、看護 学部長 及び地域ケア開発研究所長（以下「学部長等」という）あて申請する  
学部長等は研究者から申請を受けたときは、速やかに委員会に申請書を回付し、研究実施について諮問する

### 3. 審査の方法

- (1) 委員長は、申請書受理後、速やかに委員会を招集し、審査を開始する
- (2) 委員会は、書面審査を原則とし、必要に応じて申請者より研究内容について聴取することができる

### 4. 審査の内容

- (1) 研究協力者の人権の擁護
- (2) 研究協力者に理解を求め、同意を得る方法
- (3) 研究協力者の不利益・危険性並びにその研究の社会に対する貢献度の予測
- (4) 個人情報保護
- (5) その他委員会の目的を達成するための審査

### 5. 審査結果の通知とそれへの対応

委員長は審査終了後、速やかに審査結果を学部長等に通知する。学部長等は委員会から審査結果を受理したときは、その結果を尊重し、速やかに審査結果通知書（様式2）で申請者に通知する。

- (1) 審査の結果、条件付き承認として研究計画の部分的修正を指示された場合、当該申請者は修正箇所を明記の上、原則として受理後10日以内に研究計画書を委員長宛に、事務部総務課へ提出する
- (2) 審査の結果、承認が得られなかった場合、当該申請者は修正した研究計画書を添えて、再申請する
- (3) 審査の結果、承認された後に研究計画を変更し、変更箇所が倫理的な審査内容に関わる場合には、再申請を要する

### 6. 異議申し立て

審議の結果に異議のあるときは、審査結果通知書の受理後、10日以内に申請者は理由書を添えて再審査を求めることができる

## 7. 研究実施状況の報告

研究者は、研究の終了後に、研究実施状況報告書（様式3）を研究倫理委員長あてに事務部総務課へ提出する、研究が長期にわたる場合には3年ごとに研究実施状況報告書（様式3）と研究計画書を研究倫理委員長宛に事務部総務課へ提出し継続に関する審査を受ける

### 附 則

この運営要領は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この運営要領は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この運営要領は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この運営要領は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この運営要領は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この運営要領は、令和4年4月1日から施行する。

#### <研究倫理の基本的な考え方>

- ・ 人権の擁護に配慮がなされているか
- ・ 個人の尊厳及び自由意志の尊重について配慮されているか
- ・ 個人のプライバシーは守られているか（個人情報の秘密や保持）
- ・ 研究内容や手順が適切に理解できるような配慮がなされているか
- ・ 安全性に対する配慮がなされているか

## 研究倫理委員会審査申請書

区 分		職 名 (学生は学籍番号を記入)	氏 名
研 究 者	① 申 請 者	①	
	② 共 同 研 究 者	②	
	③ 研 究 指 導 者	③	
研 究 テ ー マ			
倫 理 的 配 慮 の た め の 方 法	研究協力者および その選定方法		
	研究協力者の研究協力 による利益		
	研究協力者への影響 (身体的・精神的負担、 及びその他のリスク)		
	研究協力者への影響や 合併症、副作用などが 生じた時の対応や措置		
	研究協力者が協力を 拒否することの権利を 守るための措置		
	データ収集方法や処理 等における個人情報の 保護のための措置		
研 究 成 果 の 公 開 方 法			
研 究 期 間		研究倫理審査承認後 ～ 年 月 日	

(注) 研究計画書、研究協力者への依頼書および同意書(協力者の同意能力に応じて、代諾者の同意が必要)、  
その他補足すべき資料等を添付し、通しページ番号を付して申請のこと

(様式2)

## 研究倫理委員会審査結果通知書

(公印省略)

年 月 日

年 月 日付けで申請のありました研究について、研究倫理委員会で審査した結果を次のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 研究テーマ：

(申請番号) 西暦F〇〇 (教員) 西暦D〇〇 (博士後期) 西暦M〇〇 (博士前期) 西暦R〇〇 (研究生)

#### 2. 審査結果：

##### 1) 承認の場合：承認

なお、今回申請された研究計画書の変更を行う上で、変更箇所が倫理的な審査内容に関わる場合には、研究倫理委員会委員長あて総務課まで報告願います。また、承認を受けている倫理的配慮の範囲を超える変更の場合には、再申請してください。

##### 2) 条件付き承認の場合：条件付き承認

承認条件 (別紙のとおり)

なお、承認条件に対してどのような修正を行ったかについて、その修正部分を説明した資料を添付して、受理後10日以内に委員長あてに総務課へ提出願います。不明な点がありましたら、委員長までご連絡ください。

また、今回申請された研究計画書の変更を行う上で、変更箇所が倫理的な審査内容に関わる場合には、研究倫理委員会委員長あて総務課まで報告願います。また、承認を受けている倫理的配慮の範囲を超える変更の場合には、再申請してください。

##### 3) 再申請の場合：再申請

再申請の理由 (別紙のとおり)

また、再申請にあたっては、別紙で指摘された箇所に対してどのような修正を行ったかについて、その修正部分を説明した資料 (様式任意) を添付してください。

不明な点がありましたら、委員長までご連絡ください。

##### 4) 不承認の場合：不承認

不承認の理由 (別紙のとおり)

審査の結果に異議のある時は、審査結果通知書の受理後、10日以内に申請者は理由書を添えて再審査を求めることができます。

(様式3)

## 研究実施状況報告書

申請番号	申請者名	研究テーマ	承認年月日	終了年月日	報告年月日	特記事項

### 記載上の注意事項

1. 申請番号の欄には、審査結果通知書の（申請番号）を記入すること。
2. 承認年月日の欄には、審査結果通知書の年月日を記入すること。
3. 特記事項の欄には、研究倫理委員会に申請した時点で予測できなかった倫理的問題が生じてそれに対処した場合、その状況について記載すること。

## 研究協力へのお願い（依頼書）

○○○○○-----○  
○○○-----

----- 本 文 -----

### 〈記載内容〉

- 研究の内容や手順に関して適切に説明されているか
- 研究協力に伴う不快、不自由、不利益、リスクなどが説明されているか
- 自由に撤回や辞退ができ、それをしても不利益になることは全くないことが説明されているか
- 研究協力者あるいは社会が得る利益などについて説明されているか
- 予想される精神的・身体的負担に対する対処方法が具体的に説明されているか
- 研究協力者からの質問には必ず回答する準備があることが説明されているか
- 研究結果の公表方法と、個人のプライバシーがどのように守られているかについて説明されているか
- ビデオ撮影をする場合、その旨について説明されているか

-----  
-----

\* 依頼書中に同意内容が記されており、その内容で同意を得る場合には、依頼書中に「同意書とともに保存すること」の旨を付すこと

-----  
-----

-----○○○○○。

兵庫県立大学大学院看護学研究科修士課程

○○○○○○○専攻2回生 田中太郎

連絡先：○○○-○○○-○○○○

指導教員：看護 花子（兵庫県立大学看護学部 教授）

連絡先：○○○-○○○-○○○○

# 同意書

○○○○○○○○○○○

.....  
.....  
.....

本文

〈記載内容〉

- 研究者からの十分な説明の上で同意した（インフォームド・コンセント）旨の文言が記されているか
- 同意内容が同意書に記されているか  
（依頼書中で同意を得る場合には、依頼書中に「同意書とともに保存すること」の旨を付すこと）
- 研究終了期間まで保管する旨記されているか

.....  
.....  
.....  
.....

○○○○○○○○○○○。

年 月 日

研究協力者署名： （署名欄）  
（研究協力者の自立度に応じて、代諾者の同意を得る）

説明者署名： （署名欄）

兵庫県立大学大学院看護学研究科修士課程  
○○○○○○○○専攻2回生 田中太郎  
連絡先：○○○-○○○-○○○○

指導教員：看護 花子（兵庫県立大学看護学部 教授）  
連絡先：○○○-○○○-○○○○

# 同意書

○○○○○○○○○○○

.....  
.....  
.....

本文

〈記載内容〉

- 研究者からの十分な説明の上で同意した（インフォームド・コンセント）旨の文言が記されているか
- 同意内容が同意書に記されているか  
（依頼書中で同意を得る場合には、依頼書中に「同意書とともに保存すること」の旨を付すこと）
- 研究終了期間まで保管する旨記されているか

.....  
.....  
.....

○○○○○○○○○○○。

年 月 日

研究協力者署名： （署名欄）  
（研究協力者の自立度に応じて、代諾者の同意を得る）

説明者署名： （署名欄）

兵庫県立大学大学院看護学研究科修士課程  
○○○○○○○○専攻2回生 田中太郎  
連絡先：○○○-○○○-○○○○

指導教員：看護 花子（兵庫県立大学看護学部 教授）  
連絡先：○○○-○○○-○○○○

## 10 全学共通科目及び教職課程科目に係る成績に対する確認及び不服申立てに関する取扱

### (趣旨)

第1条 この取扱は、成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱（以下「要綱」という。第8条第2項に基づき、全学共通科目及び教職課程科目の成績に対する不服申立ての審査に関し、必要な事項を定める。

### (周知)

第2条 各学部は、要綱第2条に基づき、本取扱について、履修の手引き及び講義要目等により学生に周知するものとする。

### (確認・審査)

第3条 学部の学務所管課（以下「所管課」という。）は、要綱第6条に基づく不服申立書を受理した場合は、速やかに、全学教育推進会議共通教育推進・教職課程部会東地区及び西地区ワーキンググループ座長（以下「東西WG座長」という。）に当該不服申立書を提出するものとする。

2 東西WG座長は、前項の不服申立書受理後速やかに、WG委員の中から審査に関わる委員（以下「審査委員」という。）を指定し、不服申立書の内容確認及び審査を行うものとする。

3 第1項の不服申立書の学生及び担当教員は、東西WG座長から成績に関する内容確認依頼等があった場合は、真摯に対応しなければならないものとする。

4 東西WG座長は、第2項の審査結果について、当該不服申立書を受理した日から原則として9日以内（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。以下次項及び第4条において同じ。）に総合教育機構長へ報告するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、東西WG座長は、第2項の審査結果により、当該不服申立てが不服申立て事案に該当しないと判断した場合は、当該不服申立書を受理した日から原則として2日以内に総合教育機構長へ報告するものとする。

### (決定・通知)

第4条 総合教育機構長は、前条第4項及び第5項の審査結果を受理した場合には、原則として受理した日から3日以内に総合教育機構運営委員会を招集し、調査結果を審議・議決する。

2 総合教育機構運営委員会の委員のうち、前条第2項の審査に関係したものについては、前項の議決権を有さないものとする。

3 東西WG座長は、前条第4項にかかる審議・議決について、第3条第1項の所管課に対し、要綱第9条第1項の期限までに成績に対する不服申立回答書を提出するものとする。

4 東西WG座長は、前条第5項にかかる審議・議決について、第3条第1項の所管課に対し、当該議決後2日以内に成績に対する不服申立却下通知書を提出するものとする。

### (所管部署)

第5条 この取扱は、本部事務局教育企画部教育改革課が所管する。

### 附 則

この取扱は、令和3年4月1日から施行する。

## 11 成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱

### (趣旨)

第1条 本要綱は、本学の学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程に在籍する学生（以下「学生」という。）が履修する全ての科目について、その成績に対する確認及び不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

### (周知)

第2条 各学部及び研究科（以下「学部等」という。）は、履修の手引及び講義要目等において、本要綱を学生に周知するものとする。

### (成績に対する確認)

第3条 学生は、成績評価の理由など確認すべき事項がある場合は、当該科目を担当する教員（以下「担当教員」という。）に対し、次の方法により確認することができるものとする。

- (1) 全学共通科目、専門基礎科目（専門関連科目）、専門教育科目、教職課程科目及び大学院で履修する科目（以下「大学院科目」という。）
    - ① 担当教員に直接確認する。
    - ② 所属学部等の学務所管課（以下「所管課」という。）を通じて、担当教員に別に定める「成績に対する確認書」（以下「確認書」という。）を提出し、確認する。
  - (2) 全学共通科目、専門基礎科目（専門関連科目）及び専門教育科目に位置付けられない副専攻履修者のみが履修可能な科目（以下「副専攻科目」という。）

副専攻運営機関を通じて、担当教員に確認書を提出し、確認する。
- 2 前項第1号により学生から確認依頼を受けた担当教員は、直接、当該学生に確認結果を回答するものとする。
  - 3 第1項1号②及び第1項第2号により学生から所管課又は副専攻運営機関を通じて確認書を受けた担当教員は、確認書により、所管課又は副専攻運営機関を通じて、当該学生に確認結果を回答するものとする。
  - 4 前項の回答については、担当教員の判断により、直接、当該学生に確認結果を回答することができるものとする。この場合において、担当教員は、回答内容及び回答日を所管課又は副専攻運営機関に通知しなければならない。

### (確認依頼受付期間)

第4条 前条第1項による確認依頼の受付期間は、成績公開日から原則として7日以内（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。以下次項、第5条第1項、第7条及び第9条において同じ。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学期に学部等の卒業又は修了判定対象者であり、確認を行おうとする成績が学部等の卒業又は修了判定に関わる場合及び3月1日以降に開示された成績に対する確認の場合の受付期間は、成績公開日から原則として3日以内とする。

### (確認に伴う措置)

第5条 第3条第1項による確認依頼を受けた担当教員は、学生からの確認依頼があった日又は所管課を通じて確認書を受領した日から原則として7日以内に確認結果を回答するものとする。ただし、前条第2項に規定する場合の確認依頼にあつては、原則として3日以内に確認結果を回答するものとする。

2 前項の回答に当たっては、担当教員は、確認結果に基づき、成績について変更する措置を採ることができる。この場合において、担当教員は、当該措置の内容及びその理由を記録するとともに、所管課又

は副専攻運営機関に報告しなければならない。

(不服申立て)

第6条 学生は、第3条により成績に対する確認を行った結果、次の各号に掲げる事案の解決が得られなかった場合に限り、不服申立てができるものとする。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われる事案
- (2) シラバスや授業時間内での指示等により周知している成績評価の方法から明らかに逸脱した評価であると思われる事案
- (3) 担当教員から十分な説明等の対応がなかった事案

2 学生は、前項の不服申立てを行う場合は、次の各号のとおり「成績に対する不服申立書」(以下「不服申立書」という。)を提出するものとする。

- (1) 専門基礎科目(専門関連科目)、専門教育科目及び大学院科目  
所管課を通じて、所属する学部等の長(以下「部局長」という。)に対し提出
- (2) 全学共通科目及び教職課程科目  
所管課を通じて、総合教育機構長に対し提出
- (3) 副専攻科目  
副専攻運営機関を通じて、履修する副専攻運営機関の長(以下「副専攻運営機関長」という。)に対し提出

(不服申立て受付期間)

第7条 前条による不服申立ての受付期間は、当該学生が第3条による回答を受理した日から原則として3日以内とする。

(審査)

第8条 部局長、総合教育機構長及び副専攻運営機関長(以下「部局長等」という。)は、第6条第2項による不服申立書を受理した場合は、速やかに当該不服申立ての審査を行うものとする。ただし、不服申立書が第6条第1項に該当しないときは、不服申立てを却下することができるものとする。この場合において、所管課及び副専攻運営機関を通じて、速やかに当該学生に「成績に対する不服申立却下通知書」(以下「却下通知書」という。)により通知するものとする。

2 前項の審査方法は、部局長等が別に定めるものとする。

(審査結果の報告及び対応)

第9条 部局長等は、前条の審査結果について、当該学生及び担当教員に対し、前条第1項の不服申立書を受理した日から14日以内に、所管課又は副専攻運営機関を通じて、「成績に対する不服申立回答書」(以下「不服申立回答書」という。)により、文書で通知する。この場合において、不服申立てを容認する結果であった場合は、担当教員に成績を変更する措置を行わせるものとする。

2 前項の通知は、当該学生又は当該担当教員が希望した場合は、電子媒体によって通知することができるものとする。

(再審の不可)

第10条 学生は、前条第1項の不服申立回答書及び第8条第1項の却下通知書に該当する科目については、再度の不服申立てができないものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

年 月 日

## 成績に対する確認書

学部・研究科 \_\_\_\_\_

学科・コース等 \_\_\_\_\_

年次 \_\_\_\_\_ 学籍番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

年度 学期下記科目の成績評価について、確認をお願いします。

### 記

授業科目区分 (該当科目に○)	専門基礎科目(専門関連科目)、専門教育科目、大学院科目
	全学共通科目、教職課程科目
	副専攻科目
科目名:	担当教員名:
<b>【理由】</b> ※詳しく記入して下さい。	

年 月 日

### 教員回答欄 (該当番号に○)

担当教員名: \_\_\_\_\_

- 1 現成績評価のとおり
- 2 下記のとおり評価を訂正します。(該当記号に○し、評語又は評点を記載)  
ア 評語 ( から へ訂正)    イ 評点 ( から へ訂正)

**【回答理由】** ※1または2の理由を記入して下さい。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_



## 12 兵庫県立大学長期履修規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学則（平成25年法人規程第75号。以下「大学学則」という。）第16条第2項及び兵庫県立大学大学院学則（平成25年法人規程第76号。以下「大学院学則」という。）第16条第2項の規定に基づき、兵庫県立大学における長期履修（大学学則第8条に規定する修業年限又は大学院学則第6条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することをいう。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象となる学生)

第2条 長期履修を申請することができる学生は、本学に在学する者及び入学する予定の者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）とする。ただし、在学期間を通算した年が修業年限又は標準修業年限における最終年次となる者、第6条第1項で定める長期履修の取りやめを認められた者並びに第7条で定める長期履修の許可を取消された者を除く。

- (1) 定まった職業を有する者（自営業及びフルタイムの有職者と同等の勤務状況にあると認められる臨時雇用を含む）
- (2) 家事、育児、介護等を行う必要のある者
- (3) 障がいのある者
- (4) その他長期履修が必要となる特別な理由があると認められる者

### (申請手続)

第3条 長期履修を願ひ出る者は、長期履修許可願（様式第1号）に長期履修計画書（様式第2号）と次の各号のいずれかの証明書類を添え、所定の期日までに学務所管課に提出しなければならない。

- (1) 会社等に勤務する者は、所属長の在職証明書
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者は、家事、育児、介護等に従事していることの証明書又は申立書
- (3) 障がいがあることを証明するもの
- (4) 本人の健康状態を理由として申請する者は、医師の診断書等
- (5) その他学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）が提出を求める書類

### (許可)

第4条 長期履修の許可は、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の意見を聴いた上で、学長が行う。

### (長期履修の開始時期、期間及び在学年限)

第5条 長期履修を認める期間（以下「長期履修期間」という。）については、学年の初め（兵庫県立大学学則第18条及び兵庫県立大学大学院学則第18条）を開始日とし、年を単位として決定する。

2 長期履修期間は、大学学則第9条及び大学院学則第7条に規定する在学年限を超えることができない。

### (長期履修期間の変更)

第6条 長期履修を許可された者（以下「長期履修者」という。）が第2条で定める対象者から該当しなくなった場合は、次年次から履修期間を当該課程の修業年限又は標準修業年限に相当する年限に変更することを申し出ることとし、長期履修期間変更申請書（様式第3号）を所定の期日までに学務所管課に提出しなければならない。

2 前項のほか、長期履修者が長期履修期間を変更する事由が生じた場合であって、長期履修期間の短縮

又は延長を希望する場合は、長期履修期間変更申請書（様式第3号）を所定の期日までに学務所管課に提出しなければならない。

3 長期履修期間の変更は、当該課程において1回限りとする。

（許可の取消し）

第7条 学長は、長期履修者が長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したとき、その他長期履修を行わせることが適当でない認められるときは、教授会等の意見を聴いたうえで、長期履修の許可を取消すことができる。

（授業料）

第8条 長期履修者に係る授業料の取扱いは、兵庫県立大学授業料等に関する規程の定めるところによる。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成27年3月24日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月27日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月22日改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

長期履修許可願

年 月 日

兵庫県立大学長 様

学部 学科  
研究科 専攻

ふりがな：  
氏 名：

下記のとおり長期履修を許可くださるようお願いいたします。

記

学籍番号		
入学年月日	卒業・修了予定年月日	長期履修期間
年 月 日入学	年 月 日 卒業 修了	年
勤務先（職種）	（ ）	
勤務先所在地	〒 TEL	
長期履修の必要性		
指導教員等の意見		
	指導教員等氏名：	

様式第2号（第3条関係）

長期履修計画書

（ 学部・研究科）

学籍番号	ふりがな	
	氏名	
履 修 計 画		
履修年度	前 期	後 期
年度 (入学年度)		
年度		

様式第3号（第6条関係）

長期履修期間変更申請書

年 月 日

兵庫県立大学長 様

学部 学科  
研究科 専攻

氏 名

下記のとおり長期履修期間を変更したいので、許可くださるようお願いします。

記

学籍番号	
入学年月	年 月
当初の卒業/修了年月	年 月
当初の履修計画期間	年 月
変更後の卒業/修了年月	年 月
変更後の履修計画期間	年
変更理由 ※長期履修を必要としな くなった理由等	
指導教員等の意見	
	指導教員等氏名：

